

岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に  
基づく平成24年度実績及び平成25年度計画  
の評価結果報告書

平成25年9月20日

岩倉市行政経営プラン推進委員会

## I はじめに

岩倉市では、平成24年3月に、平成27年度を目標年度とした「岩倉市行政経営プラン」及び「同行動計画」を策定した。この「岩倉市行政経営プラン」においては、基本目標を「将来にわたって自立でき、発展するまちづくり」と定めるとともに、経営指標として「岩倉市の施策に対する市民満足度の向上」「財政指標」を掲げ、4つの改革の柱とこの柱ごとに方向性を定めて行政改革に取り組むこととした。なお、このプラン及び行動計画の策定に当たっては、岩倉市行政経営プラン推進委員会（以下「当委員会」という。）にも意見を求められ、提言を行った。

このたび、当委員会は、昨年度に引き続き、岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に基づく平成24年度実績と平成25年度計画について、平成25年8月1日・13日・21日の3日間にわたり審議を行った。その評価及び提案を次のとおり取りまとめたので報告する。

## II 総括

岩倉市行政経営プラン及び同行動計画は、効果的かつ効率的な行政経営を行うためのツールであり、これに基づき行政改革を進めることが、第4次岩倉市総合計画を下支えし、推進するために必要不可欠な取り組みとなる。

昨年度、当委員会では、行動計画として挙げられているものの中に、平成24年度又は25年度に完了するものが多く含まれていることを指摘した。そのことを受け、市では、平成25年度に、新たな6項目の行動計画を追加した。このことは一定の評価に値するが、一方で、未だに行政経営プランに掲げられた事項のうち行動計画に掲げられていないものがある。今一度、行政経営プランの内容を点検し、行動計画に掲げられていないものを抽出し、行動計画に掲げることで具体的なアクションを起こしてほしい。

平成25年度は、行政経営プランの計画期間（平成23年度から平成27年度までの5年間）の中間年度に当たる。計画期間の折り返し地点が過ぎたことを見据え、早急に行政経営プランの4つの改革の柱とその柱ごとの方向性に基づき、数値目標を取り入れた取組項目を積極的に設定すべきである。

また、昨年度も指摘したが、行動計画には、経費の削減や歳入の確保に結びつく項目はまだ少ないと思われる。行政改革の基本は、効果的かつ効率的な行政を目指すことにある。行動計画に掲げることで、積極的な経費の削減、財源の確保に取り組んでほしい。

なお、本年度、当委員会に提出された行政経営プラン行動計画について、取組項目ごとにみれば、昨年度に当委員会から出された意見については、おおむね対応されていた。

行政経営プランの特徴の1つは、すべての職員が行政改革に取り組む主役となるということにある。行政改革の基本であるPlan→Do→Check→ActionのPDCAサイクルを着実に回すという観点から考えれば、職員一人ひとりの意識にPDCAサイクルが浸透するべきであり、そのようなことが確実にできる仕組みを構築されたい。

一方、財政面では、少子高齢化・人口減少といった社会構造の変化が進み、生産年齢人口の減少により税収の減が懸念される。また、地方自治体を取り巻く環境に目を向ければ、地方分権の進展による事務の増大、50歳代後半の職員の大量退職に伴う管理職員の若年化などがあり、複雑・多様化している。これらの変化に対応していくためには、財政力の向上はもとより、市の総合的な力の強化が求められる。このためには、行政経営プランに基づく市民満足度の向上と効率的かつ効果的な行政の推進を両輪として、確実な行政改革を進めることが礎になると考える。

最後になるが、平成25年4月1日には、岩倉市の最高法規たる岩倉市自治基本条例が施行された。この条例には、「市長は、(略)財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません」(条例第21条第1項)と規定されている。つまり、これまで、内部的な規範であり外部に拘束力を持たない「要綱」によって行政改革を進めてきたものを、今後は、議会の議決を経た外部的な拘束力を伴う「条例」に基づき市の行政改革を進めていくことになる。このことを、市長をはじめ職員一人ひとりが肝に銘じて行政改革に取り組んでほしい。

### Ⅲ 岩倉市行政経営プランにおける指標・目標値について

#### 経営指標1 岩倉市の施策に対する市民の満足度

岩倉市では、市の施策に対する市民満足度を把握するために、昨年度に引き続き、平成25年4月から5月にかけて、無作為抽出による市民1,500人に対して調査を行った。その結果、市の施策に対する市民満足度は0.01となり、基準となる平成20年の市民意向調査の結果に比して0.03点上昇した。このことは、計画最終年度である平成27年度における目標値0.10の達成に向けて一歩前進と位置づけることができる。しかし、一方で今回の結果が偶然のものではないか、市民感覚と一致しているのかを確認してほしい。そして、今回、どのような要因で満足度が向上したのかを精査するとともに、今後も、あらゆる機会を捉えて市民ニーズを的確に把握し、費用対効果を十分念頭に置いてこれらを推進するための方策を真摯に検討してほしい。また、それらの取り組みを市民に分かりやすく、かつ積極的に周知すべきである。

## 経営指標 2 財政指標

財政指標として設定している3つの指標は、平成24年度決算見込み数値として、経常収支比率は83.8%（平成27年度決算での目標値は88.0%以下）、将来負担比率は37.5%（平成27年度決算での目標値は100.0%以下）、実質公債費比率は7.0%（平成27年度決算での目標値は11.0%以下）でいずれも行政経営プランの目標値以内であり、財政指標は適正であるといえる。

一方で、今後も、小牧岩倉衛生組合の焼却炉建設等によりさらなる財政負担が見込まれるため、一層適切な財政運営に心がけてほしい。

## IV 岩倉市行政経営プラン行動計画の平成24年度実績及び平成25年度計画について

取組項目ごとに別紙により当委員会の意見をまとめたので、参考にしてほしい。

### 岩倉市行政経営プラン推進委員会委員

委員長	岩崎 恭典	副委員長	古田 幸
委員	野津 誠	委員	岩田 恒治
委員	丹羽 智哉	委員	戸田 和子
委員	日比野光雄	委員	牧野加代子
委員	今井 雅浩	委員	田辺由里香

(別紙) 岩倉市行政経営プラン行動計画の平成24年度実績及び平成25年度計画に対する行政経営プラン推進委員会の意見

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)
						23	24	25	26	27						
1	①行政サービスの向上	市ホームページの充実	秘書課	・市ホームページに掲載する情報を充実させるとともに、申請書、届出書等の様式を掲載し、ダウンロードできるようにする。	ホームページの持つ即時性や豊富な情報量、容易に市外からも情報にアクセスできるなどの特性を生かし、市民生活に役立つ市政情報を迅速かつ詳細に掲載することで市民の利便性を高められる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・ホームページに市制記念ビデオ(YouTubeを利用)と市制記念誌を掲載した。 ・見やすいホームページや分かりやすいホームページを作るために年1回全所属に通知を出している。  【実施効果】 ・市制記念ビデオと市制記念誌をホームページに掲載したことにより、行事やまつりを視覚的に見ることができるようになり、岩倉市をより身近に感じていただくことができた。	・ホームページ内の災害情報へのアクセスの方法をトップページから簡単に検索できるように改善する。 ・ホームページでのアンケートやアクセス数の把握について検討する。 ・現在のホームページは、平成19年度にリニューアルを行い、その後5年以上経過している。本年度はサーバーの老朽化への対応を行うとともに、運用管理についての検討を行う。	・平成24年度の実績は141,310件(月平均11,775件)であった。 ・各種計画のパブリックコメントを掲載する等、あいち電子自治体申請システムを使用し迅速な意見収集に利用した。 ・トップページのトピックスで災害情報を掲載した。 ・ホームページのサーバーの更新を行った。	・ホームページの特性を生かし市政情報を迅速、詳細に掲載することにより市民に情報伝達をすることができた。 ・一定数のアクセスがあり市政情報の周知が図られた。	・引き続き市ホームページに掲載する情報を充実させるとともに、迅速かつ詳細に掲載するようにする。	・スマートフォン向けのホームページの作成を検討すること。
				・市民に親しまれるとともに分かりやすい説明ができるように接客研修等の充実を図る。 ・会計課窓口においては、納税者の窓口対応で必要となる基本的な市税等の知識、情報を共有化し、より一層、迅速な対応を心掛け正確な出納事務を行う。職員同士の情報共有化のため、平成24年度にマニュアルを作成し、平成25年度以降、新しい情報に更新していく。	窓口での市民の満足度が高まる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ＜秘書課＞ ・窓口対応等での住民満足度を高めるための研修等を実施した。 ・市独自研修:クレーム対応力向上研修など6研修を実施し114名が受講した。 ・外部研修機関(公益財団法人愛知県振興協会研修センター等)実施研修:クレーム対応研修など4研修に27名が受講した。 ・その他、接客に関する機関紙を発行し、接客について考える機会を提供した。 ＜会計課＞ ・会計窓口での納税者の窓口対応で必要となる基本的な知識向上に心掛け、より迅速で正確な会計事務を行った。  【実施効果】 ＜秘書課＞ ・職員の意識改革、スキルアップ及び市役所の満足度の向上に繋がった。 ＜会計課＞ ・市民サービス向上につながった。	＜秘書課＞ ・接客に関する研修等を引き続き実施し、窓口サービスの向上を図っていく。  ＜会計課＞ ・職員同士の情報共有化のため、マニュアル作成する。	＜秘書課＞ ・窓口対応等での住民満足度を高めるための研修等を実施した。 ・市独自研修:コミュニケーション研修など5研修を実施し、74名が受講。 ・外部研修:接客指導者養成研修など5研修に派遣し、16名が受講。  ＜会計課＞ ・会計窓口マニュアルを作成し、職員同士の情報共有化を促した。	＜秘書課＞ ・職員及びパート職員の意識改革、スキルアップ及びサービスの向上に繋がった。  ＜会計課＞ ・納税者の窓口対応で必要となる基本的な市税等の知識、情報を共有化でき、より一層、正確な出納事務を行うことができた。	＜秘書課＞ 職員が市役所の各々の部署の業務について理解を深め、職員の接客能力向上及び来庁者の利便性の向上を図るため、「岩倉市役所コンシェルジュ研修」を若手職員を対象に実施する。その他、接客能力向上につながるの研修の実施、研修機関への派遣を行う。  ＜会計課＞ 会計窓口マニュアルを更に充実させる。	・接客研修は行われているが、金融機関など民間の窓口対応に学ぶべき点が多くあるのではないかと。
				・行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開していくための手段として、ホームページを活用した公文書目録の提供を実施する。 ＜年度ごとの取組内容＞ ・24年度・公文書管理法に準じた文書取扱事務に見直し(文書取扱規程等所要の規定の改正を含む) ・25年度・文書取扱事務に関する庁内研修の実施 ・26年度・各課に公文書目録の見直しを依頼し、整備を実施。 ・27年度 公文書目録のホームページ公開を実施。	行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開することができるとともに、文書管理をさらに適正に行うことができる。	検討	検討	検討	検討	実施	【実績】 ・文書管理システムは、現在自庁開発したものを用いているが、平成25年度から市全体の財務会計やグループウェア(LAN)などのシステムが更新されることに伴い、文書登録、起案、公開する文書目録の件名管理が可能な新たな文書管理システムの導入を検討したが、見送ることとなった。  【実施効果】 ・文書管理については、現行の自庁開発によるシステムを改良しながら行う方針とした。	・職員による勉強会を立ち上げ、これらの課題を整理し、よりよい文書管理のあり方、公文書目録の公開を行うために必要な方策について検討する。また、併せて文書管理についての先進都市を調査する。 ・文書のファイリングシステムの基本を徹底する。	・勉強会を開催するまでに至らなかったものの、課内において文書管理の課題を検討した。 ・先進自治体の文書管理について研究した。 ・庁内で開発し、運用している文書管理支援システムについて、公文書目録の公開に向けて起案文書を同システムにより作成及び登録するシステムに改修し、運用を開始した。	・起案文書の登録を行うことができるようになったことで、より正確な文書登録に向けて一歩進めることができた。	・岩倉市の文書取扱のルールを定めた文書取扱規程について、公文書管理法に準じた内容に見直しとともに、規定してある内容を適切に理解し、運用するよう各課への周知徹底を図る。 ・ボックスファイリングシステムの基本を徹底するために、巡回点検を実施する。	
2	質の高い行政サービスの推進	窓口サービスの向上	秘書課 会計課	・日曜市役所を月3回開庁にしているが、住民サービスの観点から毎週日曜日の開庁にする。	窓口を拡大することにより、市民サービスの向上が図られる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・平成23年5月から第2週の日曜日を除く日曜日の午前8時30分～正午まで日曜市役所を実施した。平成23年度の実施回数は36回、来庁者は974人(27人/日)、証明発行件数 1,342件、対応した職員数は延べ90人となった。 ・職員の勤務における休日は、振替で処理した。 ・3月に1回広報で周知している。  【実施効果】 ・金曜日の時間延長時(午後5時～7時までの2時間)よりも来庁者が増えた。(平成22年度の実績は469人、9人/日)	・平成23年度の実績から、市民の利便性の向上を図るため、年末年始以外の毎日曜日に開庁するよう拡大していく。	・8月から第2日曜日実施し、以後は毎週日曜日午前8時30分～正午まで日曜市役所を実施した。年度間実施回数は47回、来庁者数は1,291人、証明発行件数は1,982通、延べ職員数は115人となった。 ・一日当たりの来庁者数は0.4人増加し、窓口での年間発行数の4.3%であった。 ・職員の休日出勤は基本的に平日への振替で処理したが、休日割増の発生が平均単価換算で45千円であった。 ・3か月に1回、広報で周知した。	・日曜開庁日を増やしたことにより年間の総来庁者数は増加した。第2日曜日だけは実施しないことが利用者に混乱を生じさせていたが、毎週開庁することで安定的な利用につながり、1日当たりの人数、発行数にも増加がみられた。		
				公文書目録のホームページ公開	行政課	・行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開していくための手段として、ホームページを活用した公文書目録の提供を実施する。 ＜年度ごとの取組内容＞ ・24年度・公文書管理法に準じた文書取扱事務に見直し(文書取扱規程等所要の規定の改正を含む) ・25年度・文書取扱事務に関する庁内研修の実施 ・26年度・各課に公文書目録の見直しを依頼し、整備を実施。 ・27年度 公文書目録のホームページ公開を実施。	行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開することができるとともに、文書管理をさらに適正に行うことができる。	検討	検討	検討	検討	実施	【実績】 ・文書管理システムは、現在自庁開発したものを用いているが、平成25年度から市全体の財務会計やグループウェア(LAN)などのシステムが更新されることに伴い、文書登録、起案、公開する文書目録の件名管理が可能な新たな文書管理システムの導入を検討したが、見送ることとなった。  【実施効果】 ・文書管理については、現行の自庁開発によるシステムを改良しながら行う方針とした。	・職員による勉強会を立ち上げ、これらの課題を整理し、よりよい文書管理のあり方、公文書目録の公開を行うために必要な方策について検討する。また、併せて文書管理についての先進都市を調査する。 ・文書のファイリングシステムの基本を徹底する。	・勉強会を開催するまでに至らなかったものの、課内において文書管理の課題を検討した。 ・先進自治体の文書管理について研究した。 ・庁内で開発し、運用している文書管理支援システムについて、公文書目録の公開に向けて起案文書を同システムにより作成及び登録するシステムに改修し、運用を開始した。	・起案文書の登録を行うことができるようになったことで、より正確な文書登録に向けて一歩進めることができた。
3	質の高い行政サービスの推進	公文書目録のホームページ公開	行政課	・行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開していくための手段として、ホームページを活用した公文書目録の提供を実施する。 ＜年度ごとの取組内容＞ ・24年度・公文書管理法に準じた文書取扱事務に見直し(文書取扱規程等所要の規定の改正を含む) ・25年度・文書取扱事務に関する庁内研修の実施 ・26年度・各課に公文書目録の見直しを依頼し、整備を実施。 ・27年度 公文書目録のホームページ公開を実施。	行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開することができるとともに、文書管理をさらに適正に行うことができる。	検討	検討	検討	検討	実施	【実績】 ・文書管理システムは、現在自庁開発したものを用いているが、平成25年度から市全体の財務会計やグループウェア(LAN)などのシステムが更新されることに伴い、文書登録、起案、公開する文書目録の件名管理が可能な新たな文書管理システムの導入を検討したが、見送ることとなった。  【実施効果】 ・文書管理については、現行の自庁開発によるシステムを改良しながら行う方針とした。	・職員による勉強会を立ち上げ、これらの課題を整理し、よりよい文書管理のあり方、公文書目録の公開を行うために必要な方策について検討する。また、併せて文書管理についての先進都市を調査する。 ・文書のファイリングシステムの基本を徹底する。	・勉強会を開催するまでに至らなかったものの、課内において文書管理の課題を検討した。 ・先進自治体の文書管理について研究した。 ・庁内で開発し、運用している文書管理支援システムについて、公文書目録の公開に向けて起案文書を同システムにより作成及び登録するシステムに改修し、運用を開始した。	・起案文書の登録を行うことができるようになったことで、より正確な文書登録に向けて一歩進めることができた。	・岩倉市の文書取扱のルールを定めた文書取扱規程について、公文書管理法に準じた内容に見直しとともに、規定してある内容を適切に理解し、運用するよう各課への周知徹底を図る。 ・ボックスファイリングシステムの基本を徹底するために、巡回点検を実施する。	
4	質の高い行政サービスの推進	日曜市役所の実施日の拡大	市民窓口課	・日曜市役所を月3回開庁にしているが、住民サービスの観点から毎週日曜日の開庁にする。	窓口を拡大することにより、市民サービスの向上が図られる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・平成23年5月から第2週の日曜日を除く日曜日の午前8時30分～正午まで日曜市役所を実施した。平成23年度の実施回数は36回、来庁者は974人(27人/日)、証明発行件数 1,342件、対応した職員数は延べ90人となった。 ・職員の勤務における休日は、振替で処理した。 ・3月に1回広報で周知している。  【実施効果】 ・金曜日の時間延長時(午後5時～7時までの2時間)よりも来庁者が増えた。(平成22年度の実績は469人、9人/日)	・平成23年度の実績から、市民の利便性の向上を図るため、年末年始以外の毎日曜日に開庁するよう拡大していく。	・8月から第2日曜日実施し、以後は毎週日曜日午前8時30分～正午まで日曜市役所を実施した。年度間実施回数は47回、来庁者数は1,291人、証明発行件数は1,982通、延べ職員数は115人となった。 ・一日当たりの来庁者数は0.4人増加し、窓口での年間発行数の4.3%であった。 ・職員の休日出勤は基本的に平日への振替で処理したが、休日割増の発生が平均単価換算で45千円であった。 ・3か月に1回、広報で周知した。	・日曜開庁日を増やしたことにより年間の総来庁者数は増加した。第2日曜日だけは実施しないことが利用者に混乱を生じさせていたが、毎週開庁することで安定的な利用につながり、1日当たりの人数、発行数にも増加がみられた。		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)
						23	24	25	26	27						
5		総合窓口の改善	市民窓口課	・窓口における案内係の配置を検討するとともに、多機能発券機を市民が多数来庁する窓口を設置する。 ※1階フロアの保険医療、年金の窓口を設置する。(現在、転入・転出などの届出窓口のみ設置あり)	来庁者の要望に沿った窓口への誘導をすることにより、余計な時間をかけず、スムーズに手続きを行うことができる。窓口の市民に安心を与えることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・届出(戸籍・住民異動)のみ発券機を利用してきた。 ・新情報システム検討委員会の総合窓口システムワーキンググループで、総合窓口の先進地である福岡県大野城市、福岡県粕屋町を視察した。  【実施効果】 ・届出窓口の混雑時、届出人の整理に活躍した。 ・調査結果に基づき、窓口のサイン、目隠し、窓口の色分けなどが必要なおことがわかった。	・多機能発券機を設置する。 ・この発券機は、届出(戸籍・住民異動)、国保、後期高齢者医療、年金、介護保険等目的別に選択できるものを導入する。 ・案内係の配置について検討する。	・多機能の発券機(番号札発行機)に切り替えるとともに台数を2台に増やした。戸籍や住所の異動届出以外に保険医療、年金等でも利用できるようにした。 ・カウンターの窓口ごとの仕切り板(目隠し)を高くした。 ・窓口の手続き種類を色分けし、分かりやすい立看板を設置した。 ・番号札の利用法、来庁者の窓口誘導方法を整理した「職員誘導マニュアル」を策定した。 ・窓口案内としても貢献できるように職員による窓口案内研修を実施することとした。	・番号札発行機の機能を充実することで、来庁者が受付名簿に記載する手間がなくなった。受付名簿の記載漏れによる受付漏れや待ち順の混乱が解消された。 ・カウンターの仕切りが高くなったことでプライバシーに配慮され、安心して手続きができるようになった。 ・窓口の種類を色分けし、分かりやすい立看板を設置することで、来庁者に分かりやすく案内できるようになった。	・6月～8月に職員研修として、若手職員による市役所コンシェルジュを実施する。 ・総合窓口、通年でのコンシェルジュの設置を検討する。	・今年度の若手職員による取組への評価にもよるが、岩倉市庁舎の規模で通年でのコンシェルジュとしての設置は不要ではないか。
6		がん検診申込み方法の改善	健康課	① ホームページの活用 ・申請書、申込書及び記入例等をダウンロードできるようにする。 ・検診申し込み状況を効果的に公開していく。 ② 申し込み方法の拡大 ・往復はがき等の申し込みを取り入れる。	・申し込み情報の提供及び申し込み方法の改善により受診者の利便性を高め市民サービスの向上を図る。 ・より多くの市民に受診していただくため、申し込みの利便性を高めるとともに検診の情報を配信することにより申し込みの機会を拡大し、申込者の増加を図る。	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 ・事前申込み受付件数(窓口受付)は、平成23年度6,109件、平成22年度6,173件。 ・課のグループ内で申込み方法拡大に向け打合せ会議を実施した。 ・他市町の資料を収集した。 ・一部電話での申込みを開始した。  【実施効果】 ・打合せ会議や資料の収集により、申込み受付方法の課題を整理した。 ・市民の利便性を図ることができた。	・取組内容の実施に当たり、対象範囲等詳細について検討する。 ・平成24年度は、電話での申込み受付の拡大をする。	・他市町の資料収集を進めるとともに、岩倉病院が平日検診だけだったものを、土曜日検診の実施をお願いした。 ・電話での申込みの継続を実施し、ホームページを利用した申込み・検診状況の公開・往復はがきによる検診の申請を検討した。 ・がん検診の概略等を説明した「がん検診ガイド」の作成を検討した。 ・平成24年度の受付件数は6,157件となった。	・平成25年度に向けて、岩倉病院での毎月第1土曜日午前中の検診の実施の了解を得た。 ・ホームページで検診申込書の書式を決定した。 ・往復はがきによる申し込みを決定した。 ・がん検診の電話予約を、平成23年度は土・日の乳がん・子宮頸がん検診だけだったものを、平成24年度からは、平日の乳がん・子宮頸がん・胃がん検診にも拡大をした。 ・平成24年度のがん検診の受診率は、26.2%であった。	・がん検診ガイドの配布、申込み様式をホームページに掲載、検診状況の公開、電話申し込みの継続、往復はがきによる予約の実施。 ・岩倉病院の毎月第1土曜日午前中の検診を実施する。	・がん検診の受診率についての上昇率を記入すること。 ・がん検診ガイドの周知方法について研究すること。
7		水道施設の耐震化	上下水道課	・水道施設の耐震化計画については、平成23年度に策定する地域水道ビジョンの中で、水道施設の基本的な耐震計画を立てるが、特に、管路の具体的な耐震化計画については、平成24年度実施予定の管路耐震化計画策定業務の中で、布設年度から更新対象管路を選定し、重要度、優先度を考慮しながら、財政計画を踏まえた管路の耐震化計画を策定する。	・水道施設(建屋)の耐震化率 平成22年度 100% ・管路の耐震化率(実績) 平成21年度 9.2% 平成22年度 9.5%  ※平成22年度の愛知県平均32.8% 平成22年度の全国の平均18.4%	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 ・地域水道ビジョンの策定業務の中で、水道施設の基本的な耐震計画を策定した。  【実施効果】 ・基本的な耐震計画を立てることで、今後の管路の耐震化の方針が決定できた。	・管路耐震化計画策定業務で管路の具体的な耐震化計画を策定する。	・「岩倉市水道ビジョン」の計画に沿って、管路耐震化計画を策定した。 ・管路の耐震化率(実績) 平成23年度 11.5% 平成24年度 11.5%	・基幹管路を対象に、今後の管路耐震化計画の方針が決定できた。	・平成26年度の基幹管路耐震化工事に向け、実施設計を行う。	・これまで建屋の耐震化を進めてきたこともあり、本市は耐震化が県平均よりも進んでいない。水道はライフラインの根幹をなすものなので、計画的に耐震化に取り組むこと。
8		図書館における開館日の拡大	生涯学習課	・現在、月曜日は休館しているが、夏休み期間中の月曜日や、ハッピーマンデー等月曜日の祝日の開館を行う。週休日をなくすための人的・予算的な問題点を検討し、将来的には毎日開館(年末年始、業務による休館を除く)を目指す。  ・今後の予定 平成24年度 夏休み期間中の月曜日開館 平成25年度 月曜祝日の開館 平成26年度～ 運営形態の検討	開館日を拡大することにより、市民サービスの向上を図る。	138千人	141千人	145千人	146千人	147千人	【実績】 ・平成23年度から、月末の館内整理日(休館)が土・日曜日と重なったときは、臨時開館することにした。(平成23年度は3回実施)  【実施効果】 ・年度目標の入館者数に比べ、1千人減(137千人)であった。 ・要因としては、平成23年3月に市役所と生涯学習センターに返却用のブックポストを設置したため、返却のための来館者が減ったことも考えられる。	・夏休み期間中の月曜休館日の開館(6回)と、引き続き館内整理日の土日臨時開館(3回)を実施する。 ・本離れを防ぐためにも小さいときから読書習慣を身につけるよう、児童書の充実を図っていく。	・夏休み期間中、月曜休館日(6日間)を開館することにより、特に図書を利用して調べ学習をする、児童・生徒の利便性が向上した。 ・児童コーナー書架の一部を低いものに取り替え、小さな子どもにも利用しやすくなった。	・夏休み期間中の月曜開館来館者は、前週平日の平均と比較すると次のとおりであった。 第1週は60.2%。 第2週は59.8%。 第3週は59.5%。 第4週は71.9%。 第5週は72.5%。 第6週は86.4%。 月曜開館が徐々に周知され、利用者が増加した。ただし、年間入館者数は135千人と目標値を下回った。	・月曜祝日の開館を実施する。(平成25年度は9日間)。 ・12月28日の開館を実施する。(従来は年末年始は12月28日から1月4日まで休館)	・平成24年度は、夏休み中の開館を実施したにも関わらず入館者数が減少している。入館者数の減少の原因を探り、対策を講じること。これに合わせて一層の開館日の拡大について検討すること。
9		ホームページによる監査結果の公開	監査委員事務局	・現在、決算監査意見書をホームページにより公開しているが、さらに定期監査、行政監査などの監査結果をホームページにより公開していく。	監査結果を公開することにより、行政の透明性、信頼性が図られる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・県内38市のホームページでの監査結果公開状況を調査した。 ①県内38市中、何らかの監査結果をホームページで公開している市・・・23市 ②その内、決算審査意見書以外の監査結果も公開している市・・・17市  【実施効果】 ・決算審査意見書に加え、定期監査、行政監査、工事監査についても監査結果をホームページで公開する方針とした。	・平成23年度に実施した定期監査・行政監査・工事監査結果を掲載する。 ・平成24年度に実施する監査についても随時ホームページで公開する。	以下の監査結果について報告書等をホームページに掲載した。 ・決算審査意見書(平成22・23年度分) ・定期監査報告書(平成23・24年度分) ・工事監査報告書(平成23・24年度分) ・行政監査報告書(平成23年度分) ・職員措置請求の監査結果(住民監査請求結果報告書)(平成24年度分・2件)	・監査結果を監査の種類ごとに公開することにより、行政の透明性、信頼性の向上が図られた。	・引き続き平成25年度の監査結果についても報告書等をホームページに掲載し、市民に対し積極的に監査に関する情報を提供していく。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	
						23	24	25	26	27							
10	② 民間活力の積極的活用	民間活力等の検討	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政の行う公共的サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、市民との協働という視点で進める民間委託等の基本的な考え方については、平成20年度に「民間委託等検討ガイドライン」にまとめられたところであるが、時代背景や制度の変化も速く、常に、ブラッシュアップし、実践していく必要があるため、検討会議を設置し、適切に対応していくものとする。</li> <li>＜年度ごとの取組内容＞</li> <li>・平成23年度 検討</li> <li>・平成24年度 検討会議設置</li> </ul>	民間の活力やノウハウを行政運営に生かすことができ、行政には発想しにくいサービスが展開できる可能性がある。また、協働という市民力があり、自治に加われれば、まちづくりという側面においても魅力的なまちになっていく。検討会議を設置することにより、それらのことを全庁的な共通認識とし、検討することができる。	検討	検討	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】</li> <li>・行政課と企画財政課で、民間活力の検討に係る所管のあり方を協議をした。</li> <li>【実施効果】</li> <li>・総合かつ横断的に民間活力等の検討を行い調整する企画財政課と公の施設全体を統括する行政課とが、多角的に制度や運用をチェックすることが必要であることを改めて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託等検討委員会を設置し、「民間委託等検討ガイドライン」の見直しに着手する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託等検討委員会の組織について検討したが、設置には至らなかった。</li> <li>・民間委託等検討委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託等検討委員会の設置に向けて準備をすることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の民間委託については、これまでも検討委員会を設置し、検討を重ね、可能なものについては民間委託等を実施して、一定の整理がなされている。しかしながら、行政サービスや公共のあり方も変化しており、現行の事務事業等検討委員会(設置要綱)を廃止し、新たな組織を設置する。検討対象事項は、次のとおりとする。</li> <li>(1)平成20年度に作成した「岩倉市民間委託等ガイドラインの見直し(モニタリング制度(生涯学習センターの指定管理者に係るモニタリングの手法を参考)等)」</li> <li>(2)これまで行政が行ってきた事務事業に対し、NPOや民間事業者などからの提案に基づく分担の見直しの制度 等</li> </ul>		
11		市民プラザの民間活力の導入	行政課・企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在市民活動団体(市内NPO法人)により管理を委託している市民プラザについて、さらなる民間活力を導入し、より質の高い運営管理をめざす。</li> <li>＜年度ごとの取組内容＞</li> <li>24年度～27年度 市民プラザの民間活力導入についてどのような形がふさわしいのかを検討する。続いて、現在委託しているNPO法人について、市民プラザの管理運営を行う能力を有するか検討する。また、公募をすることも想定し、公募に関する基準作りを進めながら27年度までに結論を出す。</li> </ul>	民間活力を導入することにより、民間の活力やノウハウを生かして、良質で効率的な行政運営を推進するとともに、市民との協働という視点で市民プラザの運営を進めることができる。	検討	検討	検討	検討	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】</li> <li>・平成22年度に引き続き、市民活動支援センターの運営業務と市民プラザの施設管理業務を併せて、市内のNPO団体に委託した。</li> <li>【実施効果】</li> <li>・委託しているNPO団体は、平成22年度の市民プラザ開館後大きなトラブルはなく委託業務を行ってきた。このことから、市側委託先側の双方に市民プラザの業務を委託することについてのノウハウが身についた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度は、引き続き平成22年度から委託を行ってきた団体に市民活動支援センターの運営業務と市民プラザの施設管理業務を併せて委託する。</li> <li>・民間委託等検討委員会で民間活力導入のあり方を検討事項とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでと同様に、市内NPO法人に市民活動支援センターの運営及び市民プラザの施設管理を委託した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度からは、市民活動支援センターの運営と市民プラザの管理の委託先をプロポーザルにより選定することを決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度のプロポーザルの方法を検討することだが、それに先立ち、市民プラザをどのような形態の運営とするのか、指定管理者も含めて検討するとともに、市の考えを明確にしておくこと。</li> </ul>		
12		民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準等の整理	行政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の行う公共的サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、又は協働という視点で進める民間委託等を行った後の評価を行うモニタリングについての市の統一的な仕組みと基準等について整理を行い、必要な条例等の制定や改正を行う。</li> </ul>	モニタリングの仕組みと基準等の整理を行うことにより、適切な民間活力の導入のあり方を判断することができ、市民サービスの拡大と効率的な施設管理が促進される。	検討	検討	検討	検討	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】</li> <li>・現在、指定管理者制度を導入している施設(生涯学習センター、希望の家、みどりの家など)ごとにモニタリングを行った。</li> <li>【実施効果】</li> <li>・施設単体で見れば、モニタリングの効果は市民の利便性の向上などにつながっていると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託等検討委員会において、モニタリングのあり方を検討事項とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者を導入している施設においては、施設ごとのモニタリングを行い、効率的な行政運営を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の統一的な仕組みとしてのモニタリングについては、基準等の整理を行うことができなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度から新たに再編・整備する民間委託等検討委員会において、モニタリングの仕組みと基準等の整理を推進していく。</li> </ul>		
13		総合体育文化センターへの民間活力の導入	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度から受付等業務を民間に委託することにより、月曜日開館やトレーニング室にトレーナーを配置してきたが、さらなる民間活力を導入し、より質の高いスポーツ施設を目指す。</li> <li>＜年度ごとの取組内容＞</li> <li>・平成24年度 総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の改正</li> <li>・平成25年度 一般公募、選定手続き及び決定</li> <li>・平成26年度 実施</li> </ul>	現行の部分委託を一步進めることで、施設管理・運営も含めて、より効果的・効率的な運営が見込まれる。	検討	検討	検討	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】</li> <li>・平成23年4月より民間事業者へ受付等業務を委託した。</li> <li>・月曜開館を実施し、トレーニング室にトレーナーを配置した。</li> <li>【実施効果】</li> <li>・月曜開館により、年間利用日数の増加(51日)が図れた。</li> <li>・トレーナーの配置により効果的なトレーニング指導・相談ができる体制が整った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的・効率的に民間活力を活用するため、指定管理者制度を導入できること、総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の改正を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を行い指定管理業務ができることとなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度を導入することにより、施設修繕などに対し迅速な対応が可能となるとともに、民間活力を利用したスポーツ教室等の開催などができるようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度から指定管理を実施するため、業者選定を行っていく。</li> <li>・閉館日を「1月1日から4日まで」を「1月1日から3日まで」に変更し、開館日数を増やす。</li> </ul>		
14		生涯学習センター指定管理者のモニタリングの活用	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理事業の実績報告や施設利用者等市民の意見をもとに、指定管理者の客観的な評価(モニタリング)を定期的に行う。これを活用して指定管理者の業務改善や選定を行っていく。</li> </ul>	指定管理業務の改善により市民サービスの向上。 ※財政効果については別紙参照。	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】</li> <li>・施設管理事業実績報告や施設利用者等市民意見をもとに、生涯学習センター運営協議会により指定管理者の客観的な評価(モニタリング)を行った。これを活用して指定管理者の業務改善及び選定を行った。</li> <li>【実施効果】</li> <li>・採点方式によるモニタリング評価により、評価項目ごとに数値化され、客観的な評価のもと指定管理者の選定に寄与し、講座の質の向上に役立てた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度実施するモニタリングに関しては、項目の評価項目・方法を精査し、モニタリング結果の精度を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の管理運営事業の実績報告や指定管理者及び行政による評価をもとに、市民等からなる生涯学習センター運営協議会を開催し意見を求めた。管理運営業務の評価に当たっては、業務全般を評価項目として細分化し、問題箇所が分かりやすくなるよう努めた。それにより得られた客観的意見を活用し、指定管理者の業務改善につなげる取組をした。(モニタリング評価)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習センター運営協議会において多くの市民等の意見を集めることができ、今後の生涯学習センターの管理運営の質を上げるための課題とすることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、モニタリングの評価項目や評価方法を精査することで、指定管理者による管理運営の質を高め、市民サービスの向上と管理運営経費の節減を目指す。</li> </ul>		
15		③ 環境に配慮した行政施策の推進	環境基本計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩倉市における環境の保全及び創造に関する施策を、市民・事業者・行政の連携のもとで総合的かつ計画的に推進するための指針となるものとして、環境基本計画を策定する。</li> <li>・計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。</li> </ul>	環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための施策の方向性を示すことができる。	策定	策定	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】</li> <li>・環境基本計画策定委員会を設置し、策定業務に当たった。平成23年度から2か年での策定で、23年度は、市民・事業所アンケートを実施し環境基本計画(案)を作成した。</li> <li>【実施効果】</li> <li>・策定委員会を設置することで、市民・事業者・行政との協働により、策定作業を推進することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案を作成し、パブリックコメントを実施した後に計画書・概要版を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画策定委員会において、計画案を作成し、パブリックコメント、岩倉市環境審議会への諮問及び答申を受け、計画を策定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・市の協働により、計画を策定することができた。</li> <li>・計画を策定することで、循環型社会の形成を進め、また自然と調和した生活環境を築き上げていくために必要な取組の指針とするものができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づき施策を実行していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の進捗状況の確認等の方法、体制を確実に整備しておくこと。</li> </ul>

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	
						23	24	25	26	27							
16		第3次五条川自然再生整備等基本計画の策定・推進	環境保全課	・平成7年に策定された第2次五条川自然再生整備等基本計画の計画期間が、平成22年度で終了したことを受け、第3次計画を策定する。 ・計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。	五条川の自然環境を保全し、自然と共生した川づくり、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進することができる。	検討	策定	策定	実施	実施	【実績】 ・策定に向けての事業計画を定めた。  【実施効果】 ・策定に向けての準備ができた。	・五条川自然再生整備等基本計画策定委員会を設置し、策定業務に当たる。業務内容は、五条川の整備経過と現状の把握、現行計画の進捗状況と課題の整理などを予定している。	・五条川自然再生整備等基本計画策定委員会を設置し、策定業務に当たった。平成24年度から2か年での策定で、24年度は、計画策定に向け必要となる基礎的データを把握するため、現行計画の進捗状況の評価、活動団体のヒアリングを行うなど課題の整理を行った。	・策定委員会を設置することで、市民団体等や河川管理者である愛知県と連携を取りながら策定作業を進めることができた。	・計画素案を作成し、パブリックコメントを実施した後に計画を策定する。		
17		第2次地球温暖化対策実行計画の策定・推進	環境保全課	・平成21年度に平成24年度を目標年度として地球温暖化対策実行計画が策定されて推進してきたが、その検証結果等を踏まえ平成25年度に第2次計画を策定する。 ・計画策定後は、岩倉市地球温暖化対策推進委員会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。	市役所が地球温暖化防止のための総合的な施策をまとめ、率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができる。	検討	検討	策定	実施	実施	【実績】 ・現行計画を推進しており、地球温暖化対策推進委員会を開催し、進捗状況の報告、検証等を行った。  【実施効果】 ・市役所が率先して行動することにより、地球温暖化防止に寄与することができた。	・引き続き現行計画を推進しながら、地球温暖化対策推進委員会を開催し、進捗状況の報告や検証を行う。	・現行計画を推進しており、地球温暖化対策推進委員会を開催し、進捗状況の報告、検証等を行った。	・市役所が率先して行動することにより、地球温暖化防止に寄与することができた。	・現行計画の検証を実施する。 ・検証結果を踏まえ、第2次計画を策定する。	・現行計画の達成状況がどのようになったのか、報告すること。	
18		第4次一般廃棄物処理計画の策定・推進	環境保全課	・平成19年に策定された第3次一般廃棄物処理計画の計画期間が、平成24年度で終了することを受け、第4次計画を策定するもの。 ・計画策定後は、岩倉市廃棄物減量等推進協議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。	岩倉市におけるごみ及び資源の発生抑制並びに発生から最終処分に至るまでの適正なごみ及び資源の処理のあり方を明らかにすることにより、環境への負荷をできるだけ少なくした省資源・省エネルギー・資源循環型のまちづくりを市民・事業者と協働して推進することができる。	検討	策定	実施	実施	実施	【実績】 ・現行計画を推進しており、岩倉市廃棄物減量等推進協議会を開催し、進捗状況等を報告し、検証等を行った。  【実施効果】 ・広報等の啓発により市民及び事業者のごみ減量に対する意識が高まり、ごみ減量に寄与することができた。 ・本市のごみ収集量は、前年度と比較して134トン(約1.5%)の減量となった。	・現行計画を推進しながら、第4次一般廃棄物処理計画の策定を行う。 ・ごみ処理に係るコストについては、市民に分かりやすいコストの表示方法を研究する。	・基本計画(平成25～30年度)、推進計画(平成25～27年度)、実施計画(平成25年度)からなる第4次一般廃棄物処理計画の案を、基本計画については環境審議会の審議を受け、推進計画と実施計画については岩倉市廃棄物減量等推進協議会の協議を受け、策定した。 ・平成25年3月15日号広報において、平成23年度のごみ処理に要した費用について周知した。	・平成25年度を開始年度とする、第4次の計画を策定することができた。 ・また、前計画に基づく施策の推進によりごみ減量が進み、本市のごみ収集量は、前年度と比較して197トン(約2.3%)の減量となった。	・計画に基づき施策を実行していく。 ・岩倉市廃棄物減量等推進協議会において計画の進捗状況等を報告し、検証を行いながら計画を進めていく。 ・ごみ処理に要する費用について、市民に分かりやすく周知する方法を研究する。	・小牧市に比べ、岩倉市では1人あたりのごみ排出量が多い。排出の方法に違いがあるため単純に比較できないものの、小牧市と同程度の排出量とするよう努力してほしい。 ・新しい処理施設の稼働することも踏まえて、ごみの削減について市民への訴え方の工夫すること。	
19		環境に関する調査結果の公表	環境保全課	・毎年、五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施し、広報で調査結果を公表しているが、さらにホームページにより公表していく。	広報だけでなく、広く周知をすることにより市民サービスの向上を図るだけでなく、環境に対する関心を高めることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施した調査結果をホームページにおいて公表した。  【実施効果】 ・広く周知をすることにより市民サービスの向上を図ることができた。	・ホームページでの公表を継続して実施し、より市民にわかりやすい見せ方の研究をする。	・五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音測定、自動車振動測定の調査結果をホームページにおいて公表した。	・広く周知をすることにより市民サービスの向上を図ることができた。	・ホームページでの公表について、より市民にわかり易い見せ方の研究をする。 ・市民の関心の高いPM2.5に関する情報提供について、市のホームページと愛知県のホームページをリンクさせ直接確認できるようにする。		
20	④ 事務事業の見直しと再編	施策評価の導入	企画財政課	・行政評価の評価方法を従来の事務事業評価(試行)から、総合計画の進行管理をし各施策の着実な推進を図るため、施策評価に移行し導入する。総合計画の単位施策(147施策)ごとに施策の評価を実施する。  <年度ごとの取組> 平成23年度 行政評価全体に関する施策評価導入前アンケート実施 ・これまでの事務事業評価及びアンケート結果を踏まえた施策評価のスキームの確立 ・施策評価制度の構築、施策評価シートの作成、施策評価マニュアル作成  平成24年度 ・施策評価結果のホームページでの公表 ・導入後アンケートの実施 ・外部評価のあり方についての検討  平成25～27年度 ・施策評価の実施 ・施策評価結果のホームページでの公表 ・庁内アンケートの実施	これまでの事務事業評価は、実施計画事業を対象とする一部の事業についての評価であった。施策評価は、施策の観点から主要な事業を点検し、事業の過不足や類似事業の見直しなどについて、事業横断的な議論を促すことができる。また、総合計画の進行管理に活用することにより、全庁的な目標を持って施策の推進のための改善改革の取組を実施していくことができる。また、施策評価結果を公表することにより、透明性の高い市政運営の実現に向けて、市民に説明責任を果たすことができる。	検討	実施	外部評価の検討	実施	実施	実施	【実績】 ・平成23年11月～平成24年1月の間で、行政評価作業部会を計4回開催し、単位施策評価シートの検討を行った。 ・平成23年12月2日～28日に、全職員を対象とした施策評価導入前アンケートを実施した。 ・平成24年3月6日に関係課を対象とした説明会を開催し、評価方法を周知するとともに、シートの作成を依頼した。  【実施効果】 ・行政評価作業部会において検討を重ねた結果、施策評価の評価方法を確立することができた。 ・施策評価導入前アンケートを全職員を対象に実施したことにより、導入前における仕事や行政評価に対する職員の考え方が一定把握できた。 ・関係課を対象とした説明会を開催したことにより、施策評価方法を周知することができた。	・担当課が作成した評価のヒアリングを実施する。 ・評価結果を確定する。 ・評価結果については、ホームページ公表、議会への報告を行う。 ・施策評価導入後アンケートを実施する。 ・来年度に向けての関係課説明会を実施する。 ・外部評価についての検討を行う。	・平成24年5月に担当課ごとに作成した施策評価のヒアリングを実施した。 ・平成24年1月に、内部調整を経て評価結果を確定し、議会へ報告した。 ・平成25年2月に、導入後アンケートを実施し、平成24年度施策評価シートの提出を依頼した。	・単位施策ごとに施策評価を実施することにより、施策の観点から事業の効果や必要性を確認することができた。 ・平成25年9月に、内部調整を経て評価結果を確定し、議会へ報告し、市ホームページで公表することができた。 ・施策推進のために必要な取組について、検討することができた。	・平成25年4月に担当課ごとに作成した施策評価のヒアリングを実施する。 ・平成25年9月に、内部調整を経て評価結果を確定し、議会へ報告し、市ホームページで公表することができた。 ・外部評価のあり方について検討する。	
21		保存文書のデジタル化	行政課	・保存文書のデジタル化に向け検討を行うとともに、電子決裁の導入についても検討を行う。	効果的・効率的な行政運営を行うこと	検討	検討	検討	検討	実施	【実績】 ・文書管理システムは、現在自庁開発したものをしているが、平成25年度から市全体の財務会計やグループウェア(LAN)などのシステムが一括で更新されるに伴い、文書登録、起案、公開する文書目録の件名管理などが可能な新たな文書管理システムの導入を目指し検討したが、見送ることとなった。  【実施効果】 ・文書のデジタル化を行う場合は、デジタル化した文書が原本であることを証明が必要であり、この技術を自庁開発することは難しい。したがって、今後は、原本性の証明が不要な文書のデジタル化について検討する。	・職員による勉強会を立ち上げ、これまでの課題を整理し、よりよい文書管理のあり方、デジタル化の方法について検討する。また、併せて文書管理についての先進都市を調査する。	・保存文書のデジタル化を含めた文書管理の見直しについて、課内で検討を行った。	・文書管理の一環として、起案文書の登録を行うことができるようにした。	・引き続き、保存文書のデジタル化を含めた文書管理の見直しについて、検討を行う。 ・保存文書のデジタル化に関して先進自治体の調査を行う。		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	
						23	24	25	26	27							
22		道路・水路台帳デジタル化	都市整備課	・道路・水路台帳の閲覧等情報提供を迅速に行えるようデジタル化を図る。従来の情報に加え認定等の告示に関する情報や占用の状況、道路改修の履歴等確認できるようにする。	紙ベースで各々に保存されている道路・水路に関する様々な情報をデジタル化することにより、情報を一元化し、窓口での対応などにおける事務の効率化の向上が図れる。また、改修履歴等の情報管理が容易になることで長期的な道水路の維持管理計画に活用できる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・岩倉市都市計画基本図修正業務において、道路台帳デジタル化に対応した精度の測量を実施した。また、水路の現況調査も実施した。  【実施効果】 ・道路、水路共にデジタル化に向けた準備が整った。	・平成23年度に実施した水路の現況調査結果を基に、GIS等への入力作業を実施する。	・道路台帳：平成24年度と平成25年度の継続費により道路台帳デジタル化業務を発注した。 ・水路台帳：平成23年度に実施した水路の現況調査結果を基に、GIS等への水路に関する基礎情報の入力作業を始めた。	・道路台帳：委託業務発注により平成26年度からの運用が確実となった。 ・水路台帳：平成24年度に地域については、パソコンでの確認が可能となり、事務の効率化が図れた。また、事務が迅速化されたことで、窓口での待ち時間の短縮など市民サービスの向上にもつながった。	・道路台帳：委託業務を完了させることにより、平成26年度からの運用を目指す。 ・水路台帳：引き続きGISへの水路に関する基礎情報と、加えて水路への占用物件などの諸情報の入力作業を行い、事務の効率化を促進する。		
23		監査結果のデータベース化	監査委員事務局	・監査で指摘・注意等された事項と対応状況をまとめた「監査カルテ」を作成して、全課と監査委員事務局で情報を共有する。	・監査で指摘や注意などをした事項がどのように対応されたかを確認し、業務リスクの所在を明確にすることにより、監査事務の効率化が図られる。 ・担当課においては、問題点を課内で共有することにより、同じ指摘等がなくなる。また、担当者が代わった際にもリスクを未然に防ぐことができる。 ・他課の受けた指摘等を知ることにより担当する業務の参考とし、事務の質を高めることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・監査の種類によりカルテへの掲載データを選択し、カルテ様式・運用方法を決定した。  【実施効果】 ・平成22・23年度の監査データで全所属分のカルテを作成した。	・平成23年度末現在のカルテをグループウェアで公開する。指摘事項の対応状況については担当課と協議し改善を促していく。 ・平成24年度の監査データについては随時カルテに記入し、年度末にグループウェアで公開することにより担当課との情報共有を図る。	平成24年度当初に平成23年度末現在の監査カルテを、また、平成24年度末現在のカルテをグループウェアで公開した。	・年間を通じ、まだ同じ注意・指摘がなされることがある。監査カルテの作成も2年目となり周知はされてきているが、まだ十分活用されているとは言えない状況である。	・監査カルテにデータが蓄積されてきたので、注意・指摘事項の傾向を分析し、その結果をグループウェアで公開する。 ・更なる監査カルテの利用促進による改善効果の向上により、全庁的な情報共有と組織全体の改善を目指す。	・監査の職務は、市全体の事務を底上げできるという意味でも重要である。これからも、きちんと指摘して、人財育成及び文書事務の徹底に生かしてほしい。 ・監査カルテを十分に生かし、積極的に活用すること。	

24	(2) より確かな市民協働の推進	① 市民参加機会の拡大	自治基本条例の制定	企画財政課	・平成23年度に、「協働のまちづくり研究会」を設置し、市民と行政で議論を重ね、その議論の内容を「岩倉市市民協働の基本指針～市民協働のルールブック～」としてまとめたが、次のステップとして、市民・議会・行政の役割や責務などを明らかにし、協働によるまちづくりをより発展させるために自治基本条例を制定するもの。 ＜年度ごとの取組内容＞ ・平成23年度 自治基本条例の基礎調査・準備期として、自治基本条例の事例整理等基礎調査のための庁内検討会の設置 ・平成24年度 条例案を検討するための岩倉市自治基本条例検討委員会の設置 ・平成25年度以降 条例に盛り込まれた趣旨が生かされた市政運営	自治基本条例で、市民・議会・行政の役割を明らかにし、自助・共助・公助による市民自治・市民協働のまちづくりを進めていくための仕組みが構築できる。この条例に基づく取組を全庁的に推進することにより、協働のまちづくりがより発展する。	検討	制定	実施	実施	実施	【実績】 ・平成24年1月から3月まで、庁内検討会を設置し、平成24年度の検討の下準備のための議論を行った(会議は4回開催)。  【実施効果】 ・平成24年度に検討する基礎資料となる岩倉市自治基本条例検討の手引きを作成した。	・市民委員10人と職員10人と構成する岩倉市自治基本条例検討委員会の全体会を9回、途中3部会に分かれ、それぞれ4回・5回・6回開催し、市民自治、協働、市政の仕組みなどを学びながら、自治基本条例について議論した。 ・途中、パブリックコメント、シンポジウム及び出前講座特別編などで、委員会の委員以外の市民参加を得て、策定に反映させた。 ・検討委員会の議論の結果や市民からの意見等を参考に、自治基本条例の案を作成し、12月議会に提案し、全員賛成で可決され、制定するに至った。 ・制定後は、職員に向けて、説明会を行った。	・平成24年4月から11月まで、岩倉市自治基本条例検討委員会の全体会を9回、途中3部会に分かれ、それぞれ4回・5回・6回開催し、市民自治、協働、市政の仕組みなどを学びながら、自治基本条例について議論した。 ・途中、パブリックコメント、シンポジウム及び出前講座特別編などで、委員会の委員以外の市民参加を得て、策定に反映させた。 ・検討委員会の議論の結果や市民からの意見等を参考に、自治基本条例の案を作成し、12月議会に提案し、全員賛成で可決され、制定するに至った。 ・制定後は、職員に向けて、説明会を行った。	・多くの市民の意見を反映した条例を制定することができた。 ・条例の制定によって、市民、議会及び執行機関というそれぞれの主体の役割を明らかにし、協働のまちづくりのための仕組みを明確にすることができた。 ・また、市政を運営する上の主要な制度について、今後、新たに条例を制定する必要があるものなどを含め、整理することができた。	・自治基本条例の規定に基づき、自治基本条例審議会を設置し、条例の実効性が確保されているかどうかを検証する。 ・自治基本条例のパンフレットを作成し、全戸配布し、市民への周知を図る。 ・自治基本条例を周知するために、市民向けの周知事業である出前講座のメニューに掲げる。 ・自治基本条例を周知するために、職員研修のカリキュラムにも組み入れ、内部の理解を深める。	・各部署の判断で行われているパブリックコメントについて全庁的なルールを定めること。	
25		② 市民活動・市民協働の活性化	ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の見守りサポート隊の推進	介護福祉課	・平成24年度に策定予定である「岩倉市地域福祉計画」をベースとして、町内ごとに地域の住民が中心となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の日常的な安否確認を行う見守りサポート隊を結成する。	行政の見守りには限界がある。地域の住民が主体となり、日頃からの声かけや見守り活動を行うことで、住民間の絆が深まり、地域全体で高齢者を支えるまちづくりに繋がる。	検討	検討	検討	1地域	3地域	【実績】 ・岩倉団地で、老人クラブや自治会役員を中心に民生委員と連携し、見守りサポート隊として45人が、ひとり暮らし認定の高齢者90人を対象に、郵便受けや照明の明かりを毎日確認する日常的な見守り活動を平成23年度に本格的に開始させた事例があるので、計画策定の参考とした。  【実施効果】 ・ひとり暮らし高齢者が自宅で安心して生活することができ、孤立死の予防に効果があった。また、安否確認を通じ、見守り支援者とのコミュニティの発展にも繋がった。一方で、一人の見守り支援者が複数人を見守っており、負担が大きいため、支援者を増やす必要があることがわかった。	・地域福祉計画策定の中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の日常生活課題を把握し、その見守り支援に向けて地域住民を中心とし、専門職や地域福祉協力団体と連携しながら、地域ごとの日常的な見守り手法を検討する。	・地域福祉計画策定の中で、住民が中心となり、見守り支援に対する様々な取組方法の意見を出し合い、また取り組む時期を相談したことで、計画のなかに具体的な取組を盛り込むことができた。 また、既存の活動団体との情報交換の中で、問題点の発見に繋がり、より良い見守り方法の検討に繋がった。	・地域福祉計画を推進していくなかで、計画の中に挙げられた見守り支援に対する具体的な取組を、地域の特性に合わせて検討していく。 ・見守り体制を1地域で確立するための準備をする。	・目標の地域数にこだわらず市内地域で見守りサポートができるよう努めること。		
26			五条川沿いの桜並木の保全・再生	商工農政課	・岩倉五条川桜並木保存会と協働で、寿命といわれる樹齢60年を迎えつつある五条川の桜の保全と再生のため、不要枝、枯れ枝等の剪定と市が購入した肥料の打ち込みを行う。また、後継木(枯れた後に植えた木)の場合には嫌地(いやち・以前に桜が植えられていた場所に再び桜を植えると育ちにくいこと)という生理上の問題があるため、不定根(枝や幹など本来根が生える場所以外から生えた根)やひこばえを育成することにより、その木自体を再生させる試みを行う。	本市の貴重な地域資源である五条川の桜並木を将来に残すことで、市民との協働によるまちづくり活動の活性化が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ222人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年6回、不要枝・枯れ枝等の剪定を年8回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き・ひこばえ切りと五条川下流域清掃を実施した。  【実施効果】 ・岩倉桜並木保存会会員や五条川流域区の住民などと協働で、市のシンボルである五条川の桜並木の保全と景観の向上を図った。	・引き続き、岩倉五条川桜並木保存会や五条川流域の住民などと協働して、五条川桜並木の保全・再生活動を計画的に進める。	・昨年度に引き続き、岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ231人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年6回、不要枝・枯れ枝等の剪定を年6回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き・ひこばえ切りと五条川下流域清掃を実施した。 ・桜並木の保全について市民の皆さんに関心をもってもらうため、独自でチラシを作成し、市広報と同時配布をした。	・岩倉桜並木保存会会員や五条川流域区の住民など協働で、市のシンボルである五条川の桜並木の保全と景観の向上を図った。 ・新規会員の募集を行うほか、募金箱を置いてもらう店舗を増やすなど、多くの皆さんに桜並木の保全に関心を持ってもらうための活動を行っている。	・桜並木をただ保存するという活動だけでなく、観光資源としてどのように岩倉の桜並木を育てていくかという将来的展望に立った上で、保存活動や経費捻出などを組織的に行なう仕組みを検討すること。		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)
						23	24	25	26	27						
27		少年消防クラブによる防火PR活動	消防本部	・各小中学校に少年消防クラブを発足させる。 ・防火・防災に対する知識を深めるため、少年消防クラブに消防学校の1日入校をはじめ、市防災訓練等へ参加してもらうことにより一層の防火PRに資するよう取り組む。	市民の防火意識高揚とともに、次世代の地域防災の担い手が育成される。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・平成24年度からの正式な少年消防クラブ発足に向け、7月26日に、市内5小中学校の6年生の代表者30名で、愛知県消防学校1日入校を実施し、地震体験や消防車の試乗、放水体験を行った。  【実施効果】 ・愛知県消防学校1日体験入校を行うことで、消防への関心が深まり、平成24年度発足に向け準備ができた。	・少年消防クラブを発足し、愛知県消防学校の1日体験入校を行う。また、平成25年度以降の防災訓練等への参加に向け、関係機関との調整を図る。	・平成24年4月、各小中学校で正式に少年消防クラブが発足した。クラブ員は小中学校6年生全員の439名である。同年7月26日に各小中学校から代表27名が、愛知県消防学校1日体験入校を実施した。	・クラブ員に対して、消防・防災についての関心と興味を持っていただき、次世代の防火・防災を担う人材に寄与することができた。	・愛知県消防学校への1日体験入校や市が主催する防災訓練の初期消火訓練への参加を依頼する。また、少年消防クラブの制服を貸与する。(ベスト・帽子を50セット購入)	
28		救命知識・技術の普及・啓発	消防本部	・高齢化社会の救急需要の増大に伴い、心肺停止傷病者が増加している社会情勢の中、より多くの市民が心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)の取扱いなど、救命知識・技術を習得するために講習会への更なる参加を促すため、署ホームページでの募集、防災会での訓練項目に取り入れる。また、応急手当の指導員として自主防災組織から指導員の養成を行う。	意識や呼吸のない人(心肺停止傷病者)と遭遇したとき、講習を受講していれば、助かるかもしれないということを認識していただくことにより救命率の向上につながる。	200人	7.8%	8.3%	8.8%	9.3%	【実績】 ・15回の上級・普通救命講習会を開催し、151名の受講者があった。これにより、累計で3,519名の市民が修了証保持者となり、市民の7.3%が受講したことになる。  【実施効果】 ・43件の心肺停止傷病者に対し、現場に居合わせた人による心肺蘇生が実施されていた件数が23件であり、実施率が50%を超えていることは、継続した普通救命講習会等を実施してきた効果であると考えられる。	・救命講習の基本は、普通救命講習であり、応急手当講習会参加者に普通救命講習会の重要性を説き、参加を促す。また、企業や団体に積極的にPRを行い、受講者の増加を図る。	・市民周知の啓発活動として、救急医療週間でのピアゴ岩倉店や市民ふれ愛まつりでのデモや受講の呼び掛け、市内事業所や介護施設、幼稚園への受講案内の送付を行った結果、上級2回を含め、31回の講習会が開催でき480名が受講し、昨年比329名増加した。 ・平成24年度で修了証を交付した受講者は3,830名となり、市民の8.04%が受講したこととなる。	・39人の心肺停止傷病者に対し、現場に居合わせた人による心肺蘇生法実施者が18人と昨年より減少しているが、約半数が応急手当に携っており、その内4名の方が受講者であったことから、継続した普通救命講習会等の効果である。 ・また、事業所等にAEDの設置を促していく。	・前年同様、救急医療週間や市民ふれ愛まつり等のパブリックスペースでの啓発活動、新規事業所への受講案内及び毎月1日号での広報紙による受講案内等で応急手当の重要性をPRしていく。	・日本赤十字社岩倉支部が開催する救命講習を合わせて計上することにより、本市住民のうち受講者の割合が正確に把握できるのではないかと、検討すること。
29	③市民と行政の情報の共有	市民との協働による広報紙作り	秘書課	・広報モニター設置 ・広報ネットワークの構築による市内情報の収集 ・広報紙の読みやすさ・わかりやすさのレベルアップ ・市民との協働による広報紙制作	・親しみやすく読みやすい広報紙の作成 ・市民目線で広報誌を作成するため、市民に分かりやすい。 ・身近なまちの情報を提供してもらえるために地域資源の掘り起こしなどにつながる。	実施	設置	意見等の反映	取材等への協力	市民制作ページの作成	【実績】 ・広報モニターを平成24年3月に設置した。  【実施効果】 ・市民の方から広報活動への意見や身近な情報を提供していただく仕組みができた。	・広報モニターの見解を反映した広報紙づくりを行う。 ・広報紙で使う文字をユニバーサルフォントに変更し、文字が見やすくなるように改善する。	・広報モニターの定員を10人から12人に増員し、行事等の写真や地域情報の提供がされた。 ・広報にユニバーサルフォントを使用した。	・広報モニターから広報紙に対する意見や地域情報、写真が提供される仕組みが確立した。	・より親しみやすく読みやすい広報紙を制作するため、広報モニターの見解を取り入れる。 ・広報モニターネットワークの拡充を図り、市内のあらゆる情報を収集し広報紙に掲載するとともに広報モニターによる広報紙制作の参加について検討する。	・広報モニターからの意見がどのように広報に反映されたかを記述すること。
30		広聴活動の一層の充実	秘書課	・市政モニター制度の実施 ・タウンミーティングの実施 ・いどばた広聴の実施 ・市民の声・私の提案の反映 ・インターネットを利用したアンケート方法等の検討	・市民本位の市政推進	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・市政モニター会議、タウンミーティング、いどばた広聴、市民の声を実施した。また、その内容をホームページで公開した。 ・私の提案制度を導入して、その内容を庁議で諮り市政運営に取り入れた。  【実施効果】 ・前年度よりタウンミーティングは2回増の7回、いどばた広聴は103人増の221人の参加者があり、多くの意見を聴くことができた。	・タウンミーティング(平成24年度目標:7回)、いどばた広聴の回数(平成24年度目標:150人)の参加を多くすることで、より多くの市民の意見を取り入れることができるようにする。 ・窓口で改善すべきことを聞き取った事項をシートに記載して処理ができる仕組みを作る。	・タウンミーティングは2団体延べ70人で実施した。 ・いどばた広聴は3回205人(平成24年度目標:150人)の参加を多くすることで、より多くの市民の意見を取り入れることができるようにする。 ・自治基本条例や特定検診実施計画などの策定段階でホームページからもパブリックコメントを実施した。	・市の施策の周知が図られた。 ・市民から多くの意見を聴くことができた。 ・市民の声・私の提案は、投書によるものなど計230件あり関係課と連携をとり市政への反映に努めた。	・タウンミーティングについて、テーマを定めず懇談の形式も可能とするよう改正する。 ・対象団体の範囲拡大を検討する。	・市民の意見を聞く際に、年配の方の意見に偏らないよう配慮工夫が欲しい。若者を対象とした意見会を開くことを検討してはどうか。
31		公共情報の発信	企画財政課	・災害情報、不審者情報その他行政が市民に対する公共情報について、当該情報の種類によって、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話を含めた適切な伝達メディアにより速く、広く伝達するという仕組みを構築する。 ・携帯電話の場合は、個人が必要とする情報のカテゴリーを選択できるようにする。 ＜年度ごとの取組内容＞ ・平成23年度 検討 ・平成24年度 調査・研究 ・平成25年度 導入	現在の防災ほつとメールや学校における不審者情報は、それぞれの管轄部署で推進をしているところがあるが、他の公共情報についても現在の伝達メディアだけではなく、ニーズに合った情報が迅速に個人の携帯電話へ送付されることにより、地域の安心・安全・まちづくりなどの発展に寄与する。	検討	調査	実施	実施	実施	【実績】 ・情報提供のために利用している同種のメール配信サービス及びその目的や形態を整理し、統合の可能性と有効性について検討した。  【実施効果】 ・情報提供の目的及び内容によるサービスの統合を行うことが有効であることが確認できた。	・公共情報のメール配信について、平成25年度の導入に向けて調査研究を行う。 ・携帯電話へのメール配信においては、防災情報やイベント情報のメール配信サービスの統合について調査研究を行った。 ・ニーズに合った情報を迅速に伝達するための情報の分類等について関係各課と協議調整を行った。 ・公共情報メール配信システムの仕様書(案)を作成し平成25年度の導入・実施に向けた準備を整えることができた。	・公共情報のメール配信について、特に携帯電話へのメール配信において、学校の緊急メール情報サービスを除く、防災情報やイベント情報のメール配信サービスの統合について調査研究を行った。 ・ニーズに合った情報を迅速に伝達するための情報の分類等について関係各課と協議調整を行った。 ・公共情報メール配信システムの仕様書(案)を作成し平成25年度の導入・実施に向けた準備を整えることができた。	・情報提供の目的及び内容によるサービスの統合と防災行政無線や緊急速報メールとの連携が可能となるメール配信システムサービスを提供することができる。	・一般市民向けのサービスとして、お知らせする行政情報をカテゴリごとに分類し、個人ごとに必要とする情報のみを携帯電話等にメール配信するシステムを構築、導入し、広く公共情報の情報提供を行うために、平成26年度の本格導入に向けた準備に努める。	
32		緊急メール登録者の拡大	学校教育課	・現在、市内各小中学校において、事前に登録している保護者等に対して不審者情報や学校からの急を要する連絡などを携帯電話等に緊急メールとして発信しているが、周知を図り更なる登録者の増員に努める。 ①学校のホームページ等でPRに努める。 ②発信する内容を検討し、必要とされる情報としていく。	学校から緊急に伝えたい情報を迅速かつ正確により多くの保護者に対して発信することができる。	小: 87%	小: 88%	小: 89%	小: 90%	小: 91%	【実績】 ・従来は不審者情報が主であったが、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、発信する情報を見直した。  【実施効果】 ・小中学校共に、登録率は5%増加した。 平成22年度 小82% 中69% 平成23年度 小87% 中74%	・引き続き発信する内容の検討や保護者への周知に努め、登録者の増加を図る。	・不審者情報に加え、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、保護者が求めるリアルタイムな情報を発信した。また、保護者への周知を図った。	・登録率は小中学校は7ポイント、中学校は5ポイント増加した。 平成23年度 小87%、中74% 平成24年度 小94% 中79%	・引き続き発信する内容の検討や保護者への周知に努め、登録者の増加を図る。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)
						23	24	25	26	27						
33		市議会における市民への情報発信	議会事務局	①「市議会だより」のページ数の増、カラー化、市民の声、議会報告会の記録等を掲載し、市民に議会情報をわかりやすく、読みやすく、また議会を身近に感じてもらうように紙面を工夫する。 ②ホームページを活用し、「市議会だより」より多くの情報を提供する。 ・各常任委員会の会議録の公表 ・行政視察の報告書	市民に議会を理解してもらう。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・市議会だよりについて、今まで単色であった紙面を2色刷りとし、見やすくなった。また、頁数を12頁から16頁とした。このことにより議案等に対する各議員の賛否、議会報告会の会議録等が新規に掲載された。 ・ホームページにおいて、本会議の録画中継を実施した。  【実施効果】 ・2色カラー印刷や題字の書式を変更したことで、以前より親しみやすい紙面となった。 ・「見やすくなった」という市民の声があった。	市議会だよりを読みやすい紙面にするために ・市民に関心の高い行政視察の掲載内容を充実させる。 ・近隣市町の広報等を参考にし、レイアウトを再考する。 ・表紙の写真を市民から公募する。 ・ホームページについて ・政務調査費の公開を実施する。 ・委員会の会議録の公開を実施する。	・広報特別委員会の委員5人と職員2人が、愛知県町村議会広報研修会に参加し、議員共々勉強したことを今後の紙面づくりに生かすため、委員同士で協議し編集方針を改正できた。 ・表紙の写真を一般公募し、2件の応募があったが、採用できなかった。 ・ホームページに、議会基本条例の検証結果、政務調査費の使途、委員会会議録を掲載したことによりこれらの透明性を確保した。	・表紙をフルカラーとし、引き続き表紙の写真を一般公募するが、写真サークル団体にも応募をお願いする。 ・平成25年度も愛知県町村議会広報研修会に参加し、「見やすい」「親しみやすい」紙面づくりに努める。		

34	(3) 持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化	人口増加策と新たな企業の誘致による市税収入の増	企画財政課・商工農政課	<p>&lt;人口増加策&gt; ・平成22年国勢調査では本市の人口は減少に転じたが、その要因を分析し今後の課題を抽出するとともに、人口増加策について調査研究を進めていく。 ・現在のところの施策案としては、ハード面として第4次総合計画、都市計画マスタープランに沿い、市街化調整区域を活用することなどが挙げられ、ソフト面としては、まちの魅力を高め、住んで良かった、住み続けたいまちという目標に向かって次の事業などを行うことが想定される。 ・まちの魅力情報発信事業 ・これから岩倉市に転入して長期間住居する方に対する行政サービスの特典付加事業 ・空家情報と行政保有情報の有機的リンク事業</p> <p>&lt;新たな企業の誘致策&gt; ・安定した税収の確保と新たな雇用の創出を図るため、優良企業を誘致する。また、市内企業が市外へ転出することなく事業継続できるよう必要な施策を講じる。</p>	<p>・人口増加施策を展開することにより、本市が将来的にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両側面から都市の礎を築いていくことができる。 ・新たな企業誘致に努めることで、税収の増加につながる。</p>	<p>検討 調査 実施 実施 実施 研究 (人口増加策)</p> <p>検討 検討 実施 実施 実施 (新たな企業の誘)</p>	<p>【実績】 &lt;人口増加策&gt; ・人口増加策については、今後の進め方について議論を重ねた。 &lt;新たな企業の誘致策&gt; ・高度先端企業の誘致を積極的に進めている先進市の事例調査を行った。 ・将来的な機構改革を視野に入れつつ、庁内横断的なプロジェクトチームを企画財政課を中心として組織し、研究、検討を進めることを議論した。  【実施効果】 &lt;人口増加策&gt; ・転出入などの統計データを分析することが必要であること、岩倉市の特徴や特性を生かした施策が必要であることが確認でき、次年度以降、実践に移すこととした。 &lt;新たな企業の誘致策&gt; ・課題・問題点を探るための情報を得ることができた。 ・機構改革については、秘書課が所管しており、問題点を認識し、庁内全体の組織機構改革を含め平成24年度に組織機構検討委員会で議論することとした。</p>	<p>&lt;人口増加策&gt; ・市民窓口課において、転入・転出・転居による異動者に対し、異動の要因や背景、なぜ岩倉を選んだかなどのアンケート調査を、また、名古屋駅前で、岩倉市の認知度調査をそれぞれ行う。 ・転出入の統計データを分析し、今後の人口増加施策の基礎データを収集する。  &lt;新たな企業の誘致策&gt; ・企業誘致についての庁内横断的なプロジェクトチームを組織し、議論を進める。 ・組織機構検討委員会を開催する。</p>	<p>&lt;人口増加策&gt; ・職員による「政策創造研究塾」とともに、市民窓口課において、転入・転出・転居による異動者に対し、異動の要因等のアンケート調査、名古屋駅前で、岩倉市の認知度調査を行った。さらに、転出入の統計データを分析した。 ・これらの政策創造研究塾の活動及び研究結果としての政策や事業を三役に提案した。 ・「政策創造研究塾」については、平成25年1月に、提案された事業を具体化するために業務としての組織「政策創造研究プロジェクトチーム」に再編され、引き続き、計4回の会議を開催し、詳細について協議した。  &lt;新たな企業の誘致策&gt; ・平成24年7月にプロジェクトチームを設置し、4回の会議を開催し、産業活性化の制度について協議した。</p>	<p>&lt;人口増加策&gt; ・岩倉市の知名度を上げるための方策の一つとして、ふるさと納税制度の見直しを中心に協議を進め、平成25年度中に、予算化し、事業を行う方向性が見い出された。 ・その他の提案された施策についても、順次実現に向けて、詳細を詰めていく。</p> <p>&lt;新たな企業の誘致策&gt; ・課を横断した共通認識を得ることができた。その上で、制度の概要を固め、庁内合意を得るまでの準備を整えた。</p>	<p>&lt;人口増加策&gt; ・岩倉市の知名度を高める方策の一つとして、現在のふるさと納税制度を刷新する。 ・政策創造研究プロジェクトチームの議論を踏まえ、他の人口増加政策についても、順次実現に向け、詳細を詰めていく。</p> <p>&lt;新たな企業の誘致策&gt; ・庁内合意を得て、制度化に向け、再度、プロジェクトチーム及び所管する部署で協議を行う。</p>	<p>・企業誘致を進めながら、子育て世代の住みやすいまちづくりにより人口増加を図るような施策を研究すること。 ・新たな企業誘致は、これまで歳入確保のための手立てとして考えられたためこの項目に入れられている。一方、直接大きな歳入増にはつながらないが、店舗など人の流れを生み出したり、街を明るくする企業という視点での誘致を考えたなら誘致できる企業もあると考える。</p>
			負担の公平性を保つための課税対象の把握(土地の現況調査及び家屋の全棟調査)	税務課	<p>・土地の現況調査及び家屋の全棟調査について、計画的に市内全域を実施していく。 &lt;年度ごとの取組内容&gt; ・平成23年度 家屋の全棟調査について、市販の住宅地図に家屋調査表から住宅を落とし込んだ図を作成した。その結果、課税漏れは約360件、内、免税点(20万円)以上が約250件あり、23年度は約80件実施課税賦課をした。 ・平成24・25年度 免税点以上の課税漏れについて、2年間で課税賦課を終了する。 ・平成26・27年度 今後は調査漏れが激減すると思われるため、3年に一度評価替えに合わせて地図を作り直して全棟調査を毎年実施する。</p>	<p>公平かつ適正な課税をすることが目的であり、その結果税収アップにつながる。  ※財政効果については別紙参照</p>	<p>実施 実施 実施 実施 実施</p>	<p>【実績】 ・土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、720件の現地調査を実施した。 ・家屋については、平成24年度も引き続き免税点以上の課税漏れ約100件を課税賦課する。  【実施効果】 ・土地については、150筆の地目修正で1,412千円を増収した。 ・家屋については、72件の課税で1,056千円を増収した。</p>	<p>・土地についても引き続き現況調査を実施していく。 ・家屋については、平成24年度も引き続き免税点以上の課税漏れ約100件の現地調査を実施した。 ・家屋については、前年に図面上で調査をした354件のうち103件の現地調査を実施した。</p>	<p>・土地については、130筆の地目修正で1,619千円の増収となった。 ・家屋については、101件の課税で891千円の増収となった。</p>	<p>・今年度に家屋位置図をデジタル化することにより、課税データとの不一致が把握できることとなる。さらに精度を上げて未評価家屋を特定し、課税を行う。</p>		
			コンビニエンスストア収納の実施	税務課	<p>・国民健康保険税に加え市税についてもコンビニエンスストア収納を実施する。 ・納期限の過ぎた税についても納付できるよう関連するシステムを改修する。 ・嘱託徴収員を1名減員とし、3名とする。</p>	<p>納付場所にコンビニエンスストアが加わることで、24時間、1年中納付が可能となり、遠隔地へ転出した場合にもその場所で納付場所が確保でき、納税者の利便性が大幅に向上する。  ※財政効果については別紙参照</p>	<p>検討 実施 実施 実施 実施</p>	<p>【実績】 ・税関係システムの改修等コンビニエンスストア収納開始に向けた環境整備を行った。 ・全税目についてコンビニエンスストア収納を開始することについて、広報、ホームページで周知した。  【実施効果】 平成24年度当初から全市税のコンビニエンスストア収納を開始できる環境を整備できた。</p>	<p>・送付する納付書にコンビニエンスストアで収納できることを記載するとともに、広報に定期的に記事を掲載して、全市税のコンビニエンスストア収納の開始をPRしていく。 ・納付機会の拡大に併せて市税等徴収員1名の減員を行う。</p>	<p>・市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税についてコンビニエンスストア収納を開始した。 ・納期限を過ぎた税(滞納繰越分を含む)についてもコンビニエンスストアで収納できる納付書を発行し、収納機会拡大に努めた。</p>	<p>・固定資産税・都市計画税の8.24%、市県民税普通徴収分の17.50%、軽自動車税の36.17%がコンビニエンスストアで納付された。 ・国民健康保険税の18.09%がコンビニエンスストアで納付され、平成23年度に比べて6.18ポイント利用率が向上した。</p>	<p>・広報・ホームページ等を通じて制度の周知に努める。 ・先進自治体の取組等を調査し、時代の状況にあった納税環境について研究する。</p>	
インターネット公売の実施	税務課	<p>・検索の実施などにより差し押さえた動産等をインターネット公売の仕組みを利用して換価する。</p>	<p>差し押さえ財産の換価が効率的に進められることに加え、滞納整理に取り組む市の姿勢を広く周知することで、新たな滞納の発生を抑制する効果が見込まれる。</p>	<p>検討 実施 実施 実施 実施</p>	<p>【実績】 ・インターネット公売を実施するため、滞納者宅の検索に向けて準備を進めた。  【実施効果】 ・インターネット公売実施の環境が整った。</p>	<p>・高額滞納者を中心に対象者を選定し、検索を複数回実施する。 ・インターネット公売について、ホームページ等で周知を図り実施する。</p>	<p>・滞納者宅の検索を実施したが、公売にかかるに足りる動産を発見できなかった。</p>	<p>・公売を実施できなかった。</p>	<p>・検索を実施することが適当な事案については、検索を実施する。</p>				

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)											
						23	24	25	26	27																	
38		市税の収納率の向上	税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の納税催告を実施して新たな滞納の発生を抑制するとともに、財産調査を徹底し、担税能力がありながら納付に応じない滞納者には、早期に滞納処分を実施する。</li> <li>また、市・県民税では法で定められている事業者には特別徴収を推進し、収納率向上に努める。</li> <li>地方税滞納整理機構に参加していく。</li> </ul>	<p>市税は、平成22年度の県内平均収納率現年分98.7%、滞納繰越分20.8%を平成27年度時点で上回る。</p> <p>国民健康保険税は、平成22年度の県内平均収納率現年分91.0%、滞納繰越分県内収納率順位(平成21年度収納率が県内平均値に近い)10位14.96%を平成27年度時点で上回る。</p> <p>滞納整理を推進するとともに、税務職員の徴収技術の向上を図ることができる。</p> <p>※22年度市税(現年度分)の収納率 98.11% 市税(滞納繰越分)の収納率 19.08%、国民健康保険税(現年度分)の収納率 87.42% 国民健康保険税(滞納繰越分)の収納率 12.42%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	<table border="1"> <tr> <td>【市税】 現年 98.25%</td> <td>【市税】 現年 98.40%</td> <td>【市税】 現年 98.50%</td> <td>【市税】 現年 98.60%</td> <td>【市税】 現年 98.70%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越 19.50%</td> <td>滞納繰越 19.90%</td> <td>滞納繰越 20.30%</td> <td>滞納繰越 20.60%</td> <td>滞納繰越 20.80%</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </table>	【市税】 現年 98.25%	【市税】 現年 98.40%	【市税】 現年 98.50%	【市税】 現年 98.60%	【市税】 現年 98.70%	滞納繰越 19.50%	滞納繰越 19.90%	滞納繰越 20.30%	滞納繰越 20.60%	滞納繰越 20.80%	%	%	%	%	%	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滞納繰越分滞納者に対しては、給与、預金、売掛金、不動産等詳細な財産調査を行って、財産を確認した場合には、差し押さえを行って強制徴収を行った。また、調査の結果担税能力が認められない者等については、法の規定に基づき滞納処分の執行停止を行った。</li> <li>地方税滞納整理機構に参加し、職員を派遣するとともに、高額滞納事業の引継ぎを行って重点的な滞納整理を行った。</li> <li>地方税法の規定に該当する事業者を特別徴収義務者に指定して、普通徴収から特別徴収へ転換を図った。</li> </ul> <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収納率は、市税が現年分98.31%(目標率98.25%に対し、0.06ポイント増)滞納繰越分20.82%(目標率19.50%に対し、1.32ポイント増)、国民健康保険税が現年分88.05%(目標率88.13%に対し、0.08ポイント減)、滞納繰越分14.78%(目標率13.00%に対し、1.78ポイント増)となった。</li> <li>5月と12月に全庁体制で一斉徴収を実施した。延べ6日間に152人で1,233件を訪問し、3,193千円を徴収した。</li> <li>地方税滞納整理機構に115名99,632千円を引き継ぎ、40,586千円(収納率42.04%)を徴収した。</li> <li>特別徴収の全実施を推進した結果、特別徴収の割合が69.12%となり、前年比で6.34ポイント上昇した。普通徴収分の収納率も前年度を上回ったことから、市県民税の収納率は、97.72%となり、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納繰越分の徴収に関しては、平成23年度の方針を継承して取り組むとともに、滞納者宅の捜索を実施し、インターネット販売を行うことで、滞納整理に取り組む市の姿勢を市民にPRする。</li> <li>地方税滞納整理機構に職員を引き続き派遣して高額困難事業の整理を図る。</li> <li>市県民税の特別徴収推進の方針を継承し、一層の割合向上を図る。</li> <li>年2回全庁体制で一斉徴収を実施し、現年分収納率の一層の向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納繰越分滞納者に対しては、詳細な財産調査を行い、財産を確認した場合に、差し押さえを行って強制徴収を行った。</li> <li>平成23年度に引き続き地方税滞納整理機構に、職員を派遣して、高額滞納事業(133名147,779千円)を引き継いで重点的な滞納整理を行い、78,703千円(収納率45.5%)を徴収した。</li> <li>平成23年度に引き続き特別徴収義務者の指定推進を図り、特別徴収の割合が76.56%となり、前年比で7.44ポイント上昇した。理解が得られず滞納する事業所に対して、調査予告や処分予告を行い、協力してもらえよう働きかけた。</li> <li>5月と12月に全庁体制で一斉徴収を実施した。延べ5日間に128人で1,243件を訪問し、1,430千円を徴収した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納率は、市税が現年分98.36%(目標率98.40%に対し、0.04ポイント減)滞納繰越分23.25%(目標率19.90%に対し、3.35ポイント増)、国民健康保険税が現年分89.03%(目標率88.85%に対し、0.18ポイント増)、滞納繰越分16.72%(目標率13.50%に対し、3.22ポイント増)となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納繰越分滞納者に対して詳細な財産調査を行い、自主的に納付がない者について差押えを行う。</li> <li>地方税滞納整理機構に引き続き職員を派遣して、高額滞納事業を引き継いで重点的な滞納整理を行う。</li> <li>引き続き特別徴収義務者の指定推進を図り、滞納事業所に対して、差押えを行うなど滞納整理の推進を図る。</li> </ul>	
【市税】 現年 98.25%	【市税】 現年 98.40%	【市税】 現年 98.50%	【市税】 現年 98.60%	【市税】 現年 98.70%																							
滞納繰越 19.50%	滞納繰越 19.90%	滞納繰越 20.30%	滞納繰越 20.60%	滞納繰越 20.80%																							
%	%	%	%	%																							
39		介護保険料の収納率の向上	介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。</li> <li>年2回の一斉徴収に併せ、夜間徴収も実施する。</li> <li>滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。</li> <li>滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。</li> </ul>	<p>現年分の未納額発生を抑えることで累積滞納額の拡大を抑制するとともに過年度分の徴収に努めて徴収額の向上を目指す。</p> <p>収納率目標(現年分)</p> <p>23年度 99.00% 24年度 99.05% 25年度 99.10% 26年度 99.15% 27年度 99.20%</p> <p>※22年度:99.00%、過去11年間の平均は98.61%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	<p>99.00% 99.05% 99.10% 99.15% 99.20%</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月の10日間で10月の15日間に一斉徴収を実施した。この期間中、日中及び夜間徴収を実施した。</li> <li>4月23日(土)と10月23日(日)には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。支払いをしないものには給付制限を説明した。</li> <li>4月の実績:訪問件数152件、面談件数74件、納付件数24件</li> <li>10月の実績:訪問件数170件、面談件数91件、納付件数24件</li> <li>分納誓約を求めるケースはなかった。</li> </ul> <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度の収納率は、99.14%(目標率99.00%に対し、0.14ポイント増)となった。</li> <li>4月の一斉徴収期間中に161,000円、10月の同期間に189,700円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。</li> <li>年2回の一斉徴収に併せ、夜間徴収も実施する。</li> <li>滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。</li> <li>滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月と10月の各2週間、一斉徴収を実施した。この期間中、日中及び夜間徴収を実施した。</li> <li>4月と10月には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。支払いをしないものには給付制限を説明した。</li> <li>4月の実績:訪問件数108件、面談件数49件、納付件数15件。</li> <li>10月の実績:訪問件数122件、面談件数51件、納付件数14件</li> <li>分納誓約を求めるケースはなかった。</li> <li>4月の一斉徴収期間中に146,900円、10月の同期間に112,600円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度の収納率は99.99%(目標率99.05%に対し0.06ポイント減)となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。</li> <li>年2回の一斉徴収に併せ、夜間徴収も実施する。</li> <li>滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。</li> <li>滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納時の介護サービスの制限を受けている件数について記述すること。</li> </ul>															
40		保育料の収納率の向上	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>園児在園中に保育料が納付されるように、児童家庭課、保育園が連携して滞納者の状況を把握し、説明、督促を実施する。</li> <li>滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。</li> <li>在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。</li> </ul>	<p>・収納率目標(現年分)</p> <p>23年度:99.95% 24年度:99.95% 25年度:99.95% 26年度:99.95% 27年度:99.95%</p> <p>※22年度実績:99.94%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	<p>99.95% 99.95% 99.95% 99.95% 99.95%</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園児在園中に保育料が納付されるように、児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。</li> <li>滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求めた。</li> <li>在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施した。</li> </ul> <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度の収納率は、99.84%(目標率99.95%に対し、0.11ポイント減)となった。</li> <li>一斉徴収は、平成23年12月と平成24年5月に実施し、平成23年12月は、13件177,790円の実績、平成24年5月は11件176,850円の実績があった。</li> <li>分納誓約書は5人から得た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園児在園中に保育料が納付されるように、状況を把握して滞納者への説明を徹底し、徴収する。</li> <li>滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。</li> <li>在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園児の在園中に保育料が納付されるように児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。</li> <li>滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求めた。</li> <li>在園児と卒園児に係る滞納繰越分と現年分の一斉徴収を年2回実施した。</li> <li>在園児と卒園児に係る現年分の一斉徴収を12月と平成25年5月の年2回実施し、12月は8件119,390円、平成25年5月は12件262,100円の実績があった。</li> <li>分納誓約書は1人から得た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度の収納率99.96%(目標率99.95%に対し0.01ポイント増)となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在園中に保育料が納付されるように、未納者の状況把握と保護者への説明を徹底し、自主納付を促す。</li> <li>滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。</li> <li>在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。</li> </ul>																
41		公共用物の使用料徴収	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで水路等の公共用物は使用料を徴収することなく使用許可をしていたが、公共用物の管理に関する条例及び規則を制定することにより、使用料の徴収根拠を明確にし、公共用物の適正な管理と使用料の徴収ができるようにする。</li> <li>＜年度ごとの取組内容＞</li> <li>平成23年度 公共用物の管理に関する条例及び規則の議決・公布</li> <li>平成24年度 条例及び規則にもとづく制度の調査周知期間</li> <li>平成25年度 公共用物の使用料の徴収を開始。</li> </ul>	<p>公共用物の使用に対して使用料を徴収することにより歳入の増加が見込まれる。</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	<p>条例等の制定</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月議会において、水路等における使用料の徴収について規定した「公共用物の管理に関する条例」が議決され、4月1日にこの条例とこの条例に基づく規則が施行された。</li> </ul> <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例制定により、使用料の徴収が可能となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例施行から1年間を使用料徴収の準備期間として、現地調査、使用者への周知、使用申請手続き等の整備を行う。</li> <li>使用料は平成25年度より徴収する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料徴収の準備期間として、現地調査、使用者への周知、使用申請手続き等の整備を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料徴収のための、使用者への周知、申請許可手続きが完了し、平成25年度から38件について使用料の徴収が可能となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用物使用料として年額965,000円(予算額)のを徴収を予定する。</li> </ul>																

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)
						23	24	25	26	27						
42		水道料金の収納率の向上	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金徴収業務は、平成20年度から民間業務委託を始め、督促、催告の手段をとりながら、一定の効果が上がっている。しかし、さらなる収納率向上に向けて、悪質な滞納者の給水停止の強化、近隣の市外転出者への訪問など未納者へのきめ細やかな対応を行い、未収金を出さないように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納率目標(現年度分) 23年度 98.40% 24年度 98.45% 25年度 98.50% 26年度 98.55% 27年度 98.60% ※22年度実績:98.32%</li> <li>※財政効果については別紙参照。</li> </ul>	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	98.60%	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】 ・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。実際の取組みとしては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。さらに、市外、県外転出者を対象に催告書と合わせて通知文を郵送した。</li> <li>【実施効果】 ・平成23年度の収納率は、98.41%(目標率98.40%に対し、0.01ポイント増)であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き平成23年度で取り組んだ対応を実施する。</li> <li>新規として、中止分未納者への電話催告の対応強化を図り、収納率向上に向けて取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。</li> <li>実際の取組としては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。今年度は、さらに中止分未納者への電話催告の対応強化に努めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度の収納率は、98.36%(目標率98.45%に対して、0.09ポイント減)であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き平成24年度で取り組んだ対応を実施する。</li> <li>転出、居所不明者に対し重点を置き、休日・夜間滞納整理の回数を増やしたり、給水停止を頻繁に行っている者について催告を1期行った時点で訪問して早期に対応する(通常は催告を2期以上行った時点で給水停止を行っている)など効果的な対策に取り組んでいく。</li> </ul>	
43		下水道使用料の収納率の向上	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>時効までの期間が水道料金とは異なることから、特に現年度分の収納に重点を置き、滞納繰越額の増加を防止する。水道料金と同様に未納者に対するきめ細やかな対応により未収金を出さないように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納率目標(現年度分) 23年度 98.40% 24年度 98.45% 25年度 98.50% 26年度 98.55% 27年度 98.60% ※22年度実績:97.95%</li> <li>※財政効果については別紙参照。</li> </ul>	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	98.60%	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】 ・下水道使用料の収納については、水道事業への委託のため、水道料金の収納業務と同じ実績である。実際の取組みとしては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。さらに、市外、県外転出者を対象に催告書と合わせて通知文を郵送した。</li> <li>【実施効果】 ・平成23年度の収納率は、98.35%(目標率98.40%に対し、0.05ポイント減)となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き平成23年度で取り組んだ対応を実施する。</li> <li>新規として、中止分未納者への電話催告の対応強化を図り収納率向上に向けて取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料の収納については、水道事業へ業務委託しているが、水道料金と時効期間の相違があるため、さらに粘り強い徴収が必要となることを念頭に置き収納業務を行った。</li> <li>実際の取組みとしては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。今年度は、更に中止分未納者への電話催告の対応強化に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度の収納率は、98.51%(目標率98.45%に対し、0.06ポイント増)となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き平成24年度で取り組んだ対応を実施する。</li> <li>転出、居所不明者に対し重点を置き、効果的な対策に取り組んでいく。</li> </ul>	
44		学校給食費の収納率の向上	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と連携し、未納額を増加させないように早期から通知や面談を実施する。</li> <li>中学校を卒業した未納保護者には電話催告や催告通知を発送するとともに、個別面談の実施を図るなど徴収に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納率目標(現年度分) 23年度:99.57% 24年度:99.59% 25年度:99.61% 26年度:99.63% 27年度:99.65% ※22年度:99.55%、過去5年間の平均は99.35%</li> <li>※財政効果については別紙参照。</li> </ul>	99.57%	99.59%	99.61%	99.63%	99.65%	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】 ・通知や面談を実施した。</li> <li>・小学校、中学校を卒業する未納保護者には、卒業前に納付相談を実施した。</li> <li>【実施効果】 ・平成23年度の収納率は、99.74%(目標率99.57%に対し、0.17ポイント増)となった。</li> <li>※過去5年間の収納率平均は99.35%であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未納者に対し通知や面談を実施する。</li> <li>・小学校、中学校を卒業する未納保護者には卒業前に納付相談を実施する。また、状況に応じ、分納誓約書の提出を求めていく。</li> <li>・児童手当による納付の申出書の提出依頼をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。</li> <li>・平成23年度以前の中学校卒業生に対し督促状を送付した。また、電話での納付催告を行った。</li> <li>・児童手当による納付の申出書の提出依頼を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納率は99.76%(目標99.59%に対し0.17ポイント増)となった。</li> <li>・児童手当による申し出は、4件であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と連携し、電話催告や個別面談を強化する。</li> <li>・小学校、中学校を卒業する未納保護者には卒業前に納付相談を実施する。</li> <li>・児童手当による納付の申出書の提出依頼をする。</li> </ul>	
45	② 積極的な財源確保	未利用財産(土地)の有効活用	行政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的な事業のために取得した用地について、事業用に使用するまでの間、民間への貸付等について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地貸付収入の増</li> <li>※財政効果については別紙参照。</li> </ul>	検討	検討	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】 ・貸付については、具体的な検討に着手することができなかったが、将来的にも利用する見込みがない土地の売却の価格の算定方法を見直し、要綱を制定した。</li> <li>・土地の売却1件を実施した。</li> <li>【実施効果】 ・土地を売却する際の価格の算定方法を決定することにより、今後の迅速な土地売却につなげることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の自治体の事例を研究し、貸付についての要綱を制定する。</li> <li>・数値目標の設定が可能かどうかを含め、未利用財産の活用方針を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の売却1件を実施した。</li> <li>・貸付については、市有地隣接の土地の利用者から貸付の依頼があったため、8月～10月にかけて貸付を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8月～10月にかけて行った貸付に対する貸付料として、8,307円の収入を得た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の自治体の事例を研究し、貸付についての要綱を制定する。</li> <li>・未利用財産の活用方針について、調査・研究していく。</li> </ul>	
46		公共施設における有料広告の導入	行政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在庁舎に設置している広告付き電子掲示板のほかにも、広告付きの媒体の導入を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告料収入の増加</li> <li>※財政効果については別紙参照。</li> </ul>	検討	検討	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>【実績】 ・平成24年度に市役所1階総合案内横に広告付き案内板を設置するための仕様などを定めるとともに、先進地を調査するなどの準備を行った。</li> <li>【実施効果】 ・平成24年度の導入に向けて、必要な準備をすることによって、スムーズな導入を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に市役所1階総合案内横に広告付き案内板を設置し、使用料収入と広告掲載料を得る。</li> <li>・財政効果見込256,000円(32,100円(使用料収入14,250円+広告掲載料17,850円)×8月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年8月に、市役所1階総合案内横に広告付き案内板を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告付き案内板を設置することで、庁舎の空きスペースの有効活用を進めることができた。</li> <li>財政効果は、@32,100×7月=224,700円の収入を得た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな有料広告の導入について研究する。</li> </ul>	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)
						23	24	25	26	27						
47		教材費の徴収	健康課	・調理実習を行う教室で、現在無料参加のものを食材費の一部負担金を徴収する。 ・健康教室でテキストや教材を使用する場合に一部自己負担金を徴収する。	①参加費用1人200円程自己負担していただく。 ②全教室ではないが、テキスト代等を徴収する。  ※財政効果については別紙参照。	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 ・調理実習の参加者は172人であり、実施した場合の徴収金額は、172人×200円=34,400円となる。 ・他市町の状況を調査した。  【実施効果】 ・他市町の調査及び他部署の調査を実施したことにより、具体例を把握できた。	・更に調査を進め、徴収の対象とする項目、額等詳細についてまとめる。 ・他課との整合性を保つ。 ・調理実習、健康教室については、コスト把握をする。	・県内34市町の状況を調査した。26市が教材費(賄材料費)を徴収しており、徴収金額は、実費の3割から10割まで様々であった。26市のうち、12市は賄材料費の他に、テキスト代や運動用ボールなどの教材も実費を徴収していることがわかった。 ・栄養教室の一人当たり(1食分)の賄材料費を算出した。平成23年度は413円、平成24年度は465円であった。	・他市町の状況を把握することができた。 ・一人当たりの賄材料費を算出したことで、徴収金額について、具体的に検討することができた。費用徴収開始するにあたり、賄材料費実費の概ね5割を徴収することとした。 ・平成25年度からの徴収に向けて、教材費の徴収に関する要綱制定案を作成した。	・教材費の徴収に関する要綱を制定する。 ・教材費は、賄材料費が発生する教室において、1人200円を徴収する。(11教室 定員244人 徴収金額48千円の予定) ・教材費として、健康度評価(あいち健康プラザ)の利用料400円を自己負担とする。 ・食生活改善推進員活動における食生活改善推進員からの賄材料費の徴収について、検討する。 ・賄材料費以外の教材費について検討する。 ・教材費の費用徴収開始にあたり、利用者の声や状況を把握する。	
48	③歳出の効率化	公共施設の適正な維持管理	行政課他	・老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図るため、公共施設の維持管理に関して実情に合わせた計画を策定する。	公共施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立って効率的・効果的に管理・運営するとともに、資産全体の効用を最大化することができる。	検討	検討	検討	検討	実施	【実績】 ・公共施設再配置計画を策定している自治体の事例を調査した。  【実施効果】 ・公共施設の長寿命化、計画的な改修等の前提となる公共施設実態調査の有効性を確認した。	・公共施設の現状を把握するための調査に着手する。 ・公共施設維持管理のための整備基金について検討する。	・市が所有する土地及び建物を一元的に管理する財産管理システムを導入した。 ・平成25年3月に、岩倉市公共施設整備基金条例を制定するとともに、3月補正予算で1億2千万円を計上し積立てを行った。	・財産管理システムを導入することで、例えば修繕情報など財産管理に関する情報を入力することなどにより市全体の公共施設の管理についての公共施設の状況を一元的に管理するための準備を整えられた。 ・基金の設置により計画的な支出に備える準備が整った。	・公共施設の現状を把握するための財産管理システムの活用方針を定める。	
49		市役所庁舎の適正な維持管理	行政課	・庁舎修繕に関する5か年の計画を作成し、計画的かつ適切な修繕、補修を行う。 ＜年度ごとの取組内容＞ 毎年度、見直しを行いながら5か年計画を策定する。 計画的修繕の経費の上限額を設定する。	庁舎建設後10年が経過し、今後、維持補修費の増大が見込まれる中、適切な管理を行うことにより、年度ごとの維持補修費の平準化を図るとともに、設備の長寿命化にもつながる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。  平成23年度計画額 8,645千円 実績額 7,243千円  【実施効果】 ・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。	・引き続き5か年計画を作成し、計画的な修繕を行う。 平成24年度計画額 9,780千円  ・過去の修繕の実績及び今後の予測に基づき、年間の修繕料の目標上限額を設定する。	・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。  平成24年度計画額 9,780千円 実績額 8,560千円	・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。  平成25年度計画額 7,500千円 ・過去の修繕の実績及び今後の予測に基づき、年間の修繕料の目標上限額を設定する。	・今後5年間の計画内容を明確にするよう努めること。	
50		雑草対策工法の改善	都市整備課	・毎年、市内各所の道路、水路等で草刈作業を実施しているが、施工箇所がある程度限定されるようなものであり、地域住民による草刈作業等の維持管理方法や現状に合わせた改善対策工法(防草シート、コンクリート張り等)など雑草対策について検討する。	現状に合わせた改善対策工法(防草シート、コンクリート張り等)を実施することにより、長期的な維持管理コストの縮減を図る。  (参考)平成23年度 水路敷草刈業務 5,040,000円(11,260㎡×2回) *年間費用 450/㎡ ●防草シート設置費用 2,500円/㎡ ●コンクリート張費用(厚5cm) 3,500円/㎡	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 ・市内において実施している「五条川堤防道路草刈業務実施箇所」、「シルバー人材センターへの除草委託業務実施箇所」、「地元剪定箇所」、「市が雇用する作業員による公共施設維持管理業務実施箇所」等から草刈り・除草の必要な箇所の抽出を行った。  【実施効果】 ・草刈り・除草の必要な箇所を抽出できたため、雑草対策実施に向けての準備が整った。	・雑草対策箇所ごとの対策工法を決定し、実施する。 ・住民協働による雑草管理方法の検討を行う。	・平成23年度の抽出箇所から防草シート工法等の施工箇所の絞り込みを行った。また、一部対策を実施した。  防草シート設置業者施工3箇所202㎡ パート作業員施工3箇所45㎡	・業者施工費用:2,500円/㎡×202㎡=505,000円 ・パート作業員施工費用:1,250円/㎡×45㎡=56,250円 合計:561,250円 ・施工箇所247㎡を10年間草刈業務委託した場合の費用 450円/㎡×247㎡×10=1,111,500円 ・節減見込み費用(10年分) 1,111,500円-561,250円=550,250円 ・雑草管理について、地区に打診してみたが、実現に至っていない。	・防草シート設置 8箇所352㎡ ・住民協働による雑草管理方法の検討を行う。	・雑草管理について、地区に打診してみたが、実現には至っていないとのことだが、一部の費用を市が負担することを研究しながら、引き続き住民協働での管理を検討してほしい。
51		公園施設長寿命化計画の策定・推進	都市整備課	施設の老朽化により、修繕等の維持管理費用負担が増大する中、施設の長寿命化を図るため、長寿命化対策(施設の改修・更新)を検討するとともに、公園施設長寿命化計画を策定し、以後、計画的に施設の改修・更新を実施していくもの。	維持管理費用を平準化し、計画的に施設の改修・更新を実施することにより、施設の長寿命化を図ることができる。	策定	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・公園施設の安心・安全を確保するため、健全度調査結果に基づき、バリアフリー対応を含めた施設の修繕・改築・更新を行うための公園施設長寿命化計画を策定した。  【実施効果】 ・公園施設の長寿命化のために必要な修繕内容、時期等が明らかになった。	・下り松公園において、便所等の改修工事を実施する。	・公園施設長寿命化計画に基づき、下り松公園においては、バリアフリー対応工事として、便所の建替えや出入口・園路の改修工事を行った。	・公園施設のバリアフリー化を図ることができた。	・公園施設長寿命化計画に基づき、下り松公園において遊具更新工事を実施し施設の長寿命化を図る。 また、中央公園においては、バリアフリー対応工事として、便所の建替えや出入口・園路の改修工事と遊具の更新工事を実施し施設の長寿命化を図る。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)
						23	24	25	26	27						
52		橋梁長寿命化修繕計画の策定・推進	都市整備課	老朽化する橋梁に対して、橋梁の長寿命化を図るための予防的な修繕計画の策定について、平成24年度は、橋梁の健全度を把握するための点検を実施し、平成25年度には、点検結果を基に長寿命化修繕計画を策定し、以後、計画的に修繕を実施していくもの。	計画的に修繕を実施することにより、橋梁の長寿命化を図ることができる。	検討	点検	策定	実施	実施	【実績】 ・平成24年度実施予定の橋梁点検業務発注に向けて情報収集を行った。  【実施効果】 ・平成24年度実施予定の橋梁点検業務発注に向けて準備が整った。	・点検結果を基にした長寿命化修繕計画の策定に向けて、平成24年度は、橋梁の健全度を把握するための点検を実施する。	・岩倉市管理の橋梁123橋について台帳整備を行った。 ・長寿命化修繕計画策定に係る重要橋梁22橋を選定し、点検を行った。	・岩倉市管理の橋梁台帳整備 123橋のうち、長寿命化修繕計画策定にかかる重要橋梁22橋が明らかになった。 *重要橋梁選定の考え方 ・第三者影響度が大きい(跨線橋) ・地域防災上重要(緊急避難路) ・橋梁規模が大きく災害時の復旧が困難(15m以上の橋)	・重要橋梁22橋について、点検結果に基づき修繕計画を策定する。	
53		公共下水道への接続促進	上下水道課	・供用開始区域における宅内排水設備の設置及び公共下水道への早期接続を促進し、水洗化率の向上を図る。 ・戸別訪問や文書送付により接続の必要性について啓発するとともに、融資あっせん制度(利子補給制度)の活用をPRし、より活用しやすい制度への見直しを行う。 ※水洗化率=供用開始区域内での接続済人口÷供用開始区域内人口	・公共下水道整備による水質保全などの事業効果が高まる。 ・接続戸数が増加することにより、使用料収入が増加する。 ・汚水量の増により、維持管理コストの軽減につながる。 ・水洗化率目標 23年度 89.20% 24年度 89.30% 25年度 89.40% 26年度 89.50% 27年度 89.60% ※平成22年度水洗化率 88.96%	89.20%	89.30%	89.40%	89.50%	89.60%	【実績】 ・供用開始後1、2年経過の未接続世帯を中心に年4回(延べ204件)の戸別訪問及び文書送付を実施した。 ・市広報での下水道接続促進PRを行った。  【実施効果】 ・平成23年度の水洗化率は、88.18%(目標率89.20%に対し、1.02ポイント減)となった。 ・融資あっせん制度(利子補給制度)については利用実績がなかった。	・本年度も下水道接続に対する理解を得るために戸別訪問及び文書送付を行う。 ・住宅リフォーム補助制度を活用して接続促進を図る。	・供用開始後1、2年経過の未接続世帯を中心に年4回(延べ242件)の戸別訪問及び文書送付を実施した。 ・広報での下水道接続促進PRを行った。	・平成24年度の水洗化率は、89.36%(目標率89.30%に対し、0.06ポイント増)となった。 ・融資あっせん制度(利子補給制度)については1件の実績があった。 ・住宅リフォーム補助制度については22件で1,287,000円の補助実績があった。	・本年度も下水道接続に対する理解を得るために戸別訪問及び文書送付を行う。 ・住宅リフォーム補助制度を活用して接続促進を図る。	
54		支給物品等の消耗品の見直し	会計課	・契約担当課と協議し、平成24年度は15品目についてメーカー指定の廃止に向けて検討をする。(メーカー指定、60品目)	メーカー指定を廃止することにより、より安価に契約することができ、経費削減効果が、期待できる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・各課からの要求数を精査し、平成24年度は、一部の物品をメーカー指定なしの同等品にすることとした。また、要求の少ない物品については、廃止するように検討した。  【実施効果】 ・平成24年度以降の経費の節減につながった。平成23年度の購入実績(22,149円)から試算すると、平成24年度は、4,030円の減額となる。	・平成24年度は、さらに残りの品目について、メーカー指定の廃止を検討する。	・15品目について、メーカー指定を廃止した。	・メーカー指定を廃止することにより安価で契約でき、5,619円の削減効果があった。	・職員がコスト意識を持つことにより物品等の削減につなげられるような取り組みを検討する。	
55		学校給食センターの維持管理の効率化	学校教育課	・学校給食センターの老朽化及び安全衛生管理面の状況を踏まえ、より安全で安心な給食の提供を行うため、施設の改修計画・運営計画を策定し検討する。	効果的・効率的な学校給食センター業務の運営を行うことができる。	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 ・愛西市、扶桑町の新設センターを視察した。また、長久手市、各務原市の施設を調査研究した。  【実施効果】 ・現在の施設の状況を把握できた。 ・新学校給食センター建設の基本方針策定について準備が整った。	・新学校給食センター建設の基本方針を策定する。 ・災害時の対応等については、平成25年度策定予定の基本計画の中で、検討していく。	・安全で衛生的な学校給食を作るため、調理機器の一部を更新した。選定に当たっては新学校給食センターで使用できるものとした。 ・新学校給食センター建設のための基本方針を決めた。	・老朽化した釜を更新するとともに、和え物の調理作業で使用する真空冷却機を購入し、安全で衛生的な調理ができるようになった。 ・新学校給食センターの建設予定地を決め、稼動年を平成28年9月とした。	・新学校給食センターの基本構想及び基本計画を策定する。	
56		経常経費等の見直し	-	・予算編成時に、経常経費(旅費、需用費、役務費等)、市単独事業委託料、その他事務事業の見直しを行うことにより経費の削減に努める。	予算編成時に削減を行うことにより新たな事業費を生み出すことができる。  ※財政効果については別紙参照。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ＜平成23年度予算編成時の編成方針等に基づく削減額＞ ・経常経費の削減:31,624千円 ・まつり等市単独事業委託料の見直し:7,936千円 ・補助金の見直し:6,987千円 ・医師会・歯科医師会の報酬等の見直し:181千円 ・上記以外の事務事業の見直し:20,275千円	＜平成24年度予算編成時の編成方針等に基づく削減額＞ ・経常経費の削減:45,062千円 ・医師会・歯科医師会の謝礼等の見直し:2,334千円 ・上記以外の事務事業の見直し:6,157千円				
57	④ 財政情報の公表と財務諸表による分析	広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供	企画財政課	岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況を公表している。広報紙、ホームページには、予算の概要、決算状況(付属の主要施策報告書)、財務書類4表、財政健全化判断比率等を掲載している。この公表を図、表、用語解説等を付記し、よりわかりやすいものとしていく。また、会議等、機会を捉えて、財政状況等を提供していくとともに、それに対する意見の収集に努める。	行政施策の説明責任を果たすことを目的とした財政状況の公表により、市民等に、その状況を正しく、広く認識してもらうことができる。そのことで、市民信頼を深められ、市政への直接関与とともに、施策の可否や改善提案といった市政への間接参画の促進効果が期待できる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・広報には、5月1日、6月15日、11月15日号に財政状況を公表した。市民からの指摘を受け、よりわかりやすくするよう、11月の公表から、前年度との比較増減理由を追加した。 ・ホームページでは、予算の概要、決算状況、財務書類4表、財政健全化判断比率等を掲載している。 ・冊子として公開していた主要施策の成果報告書をホームページに公表することとした。  【実施効果】 ・施策の成果を公表することで、事業の状況を正しく、広く認識してもらうことができるようになった。	・平成24年度予算の主要事業は、市民によりわかりやすく意識して、課別に区分して広報で公表する。 ・決算資料(主要施策の成果報告書)についても、より関心をもっていただけるように一部、様式を変更する。	・広報には、4月15日、6月1日、11月15日号に財政状況を公表した。他市町の広報等を参考に表やグラフを工夫し、よりわかりやすく掲載した。 ・市民に、よりわかりやすく考えて、24年度予算の重点施策は、課別で公表した。 ・ホームページの岩倉の財政ページを随時更新した。 ・主要施策の成果報告書は、市民一人当たりの決算額を様式に付け加えた。25年度の予算説明書についても財務会計システムの更新もあり、事業ごとの、歳出科目等をわかりやすく改良した。また、新規主要事業説明書を作成し、ホームページに公表した。	・よりわかりやすくした広報での公表、改良した平成25年度の予算説明書、新規主要事業説明書をホームページで公表することで、事業の内容を正しく、広く認識してもらうことができるようになった。	・近隣市町との情報交換、市内の会議(例:自治基本条例審議会)等での意見収集に努め、公表内容、方法等の改良に努める。	



No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成23年度の実績(実施内容)及び実施効果	平成24年度の計画	平成24年度の実績(実施内容)	平成24年度の実施効果	平成25年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)
						23	24	25	26	27						
(平成25年度追加)																
63	(1) 質の高い行政サービスの推進	④ 事務事業の見直しと再編	監査手法の標準化	監査委員事務局	・2名の監査委員(識見者として選任した委員と議会から選出された委員)の交代、監査委員事務局職員の異動が続いている。そのため、監査の質的な均一化、人事異動による職員間の基礎知識の差異等の補完、事務の効率化を目的として監査種類ごとの着眼点をまとめたチェックシートを作成する。	・監査手法をマニュアル化することにより、監査経験の浅い監査委員や事務局職員でも必要な項目を漏れなくチェックすることができるようになり、人的異動による監査の質の低下を防ぐことができる。	実施	実施	実施							・監査手法マニュアルを作成する。
64	(2) より確かな市民協働の推進	① 市民参加機会の拡大	市民参加や市民協働等を推進するための各種個別条例の制定	企画財政課	・平成25年度4月から施行している岩倉市自治基本条例に、市民参加に関する条例の制定について規定している。平成26年度に着手を予定。	・住民投票やパブリックコメントなどの市民参加の手續に関する一定のルールを明文化することにより、市民の参加意識がさらに醸成され、行政の透明性も確保される。	検討	検討	制定							・自治基本条例の審議会を設置したので、各種個別条例制定に向けて調査研究をしていく。
65	(2) より確かな市民協働の推進	① 市民参加機会の拡大	委員選出における市民登録制度の実施	企画財政課	・自治基本条例検討委員会の委員について、市民アンケートの際に、市民の参加意向を聞いたものを元に選出した経緯があるが、制度設計を詳細にし、市役所全体で利用できる制度にする。	・より多くの参加機会を提供することにより、行政側としては、多種多様な意見を得ることができ、協働の幅が増える。市民側としては、まちづくりや市政に興味を持ち、行動につながる契機となることが期待できる。	検討	実施	実施							・市民委員登録の制度化に向けて検討していく。
66	(2) より確かな市民協働の推進	② 市民活動・市民協働の活性化	岩倉市食育推進計画の推進	商工農政課	・健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、食育推進活動を進めている食生活改善推進員や保健推進員、各種団体等がより一層の連携を深めながら活動を行う。	・市民活動が活性化することで、岩倉市食育推進計画の目的が達成される。	実施	見直し	実施							・岩倉市食育推進計画の取組を検証するための組織を設置し、これまでの取組を検証するための準備を行う。 ・食育基本法では、農業者や食品関連事業者との連携協力や食の伝統文化などへの啓蒙などが幅広く謳われているが、栄養や学校教育ばかりが中心になっている傾向が全国的にある。農業者飲食店、食品業者等との連携協力などバランスを持って計画を立てられることを要望する。
67	(3) 持続可能な財政基盤の確立	③ 歳出の効率化	ジェネリック医薬品の推奨	市民窓口課	・政府がジェネリック医薬品の推奨を提唱しており、本市の国民健康保険被保険者に対してジェネリック医薬品への切り替えについて周知を図るもの。	・ジェネリック医薬品の価格が一般的に安くなっており、医療費の節約に役立ち国民健康保険の健全な運営を図ることができる。ただし、現時点ではジェネリック医薬品に切替えた事による節減額を算出する手段がなく、節減額の金額提示はできない。今後、国保連合会でシステム開発される見込み。	実施	実施	実施							・ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示する資料を通知する。 ・保険証に添付する、ジェネリック医薬品を希望する旨のシールを配布する。
68	(3) 持続可能な財政基盤の確立	③ 歳出の効率化	振込組戻訂正手数料の削減	会計課	・公金を振り込む場合手数料は発生しないが、振込口座を誤ったため再振込になる場合、現在は無料ですが、平成26年度からは1件につき840円徴収される予定である。そのため、振込誤りを減少させる取り組みをするもの。	・平成24年度の訂正件数は270件であり、1件当たりの単価を840円とすると226,800円となる。 ・訂正件数を半減できれば、113,400円の発生が抑制されることになる。	検討	実施	実施							・起票する担当者については、振込み口座を誤ることにより手数料が発生する予定であることの認識がないと思われる。所属長を通じて注意喚起(通知メール)をすることによりコスト意識を促す。(確認方法の例として、新規の場合は、通帳等で口座番号を確認すれば誤りはなくなると思われる。) ・どのような場合に誤りが発生しやすいか、発生事例を分析し、対象部署に注意する事により減少に役立てる。 ・年間の実績をまとめ報告する。(各課の改善意識を高める)